第12回 尾瀬国立公園協議会 次第

日時 平成 27 年 3 月 10 日 (火) 15:00~17:00 場所 環境省関東地方環境事務所会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況について
 - (2) 尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会について
 - (3) その他
- 4 閉会

【配布資料一覧】

次第

構成員名簿・座席表

- 資料1 尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況把握表(H27.3 現在)
- 資料2 尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等(H27.3 現在)
- 資料 3-1 至仏山迂回路の調査について(尾瀬保護財団)
- 資料 3-2 尾瀬沼ビジターセンター基本設計 (環境省)
- 資料 3-3 平成 2 6 年度活動事例紹介(東京電力)
- 資料 3-4 尾瀬保護財団の HP 改定について (尾瀬保護財団)
- 資料4 尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用への誘導ー自動車利用の検討などによる-
- 資料 5 尾瀬入山口交通環境整備について (群馬県自然環境課)
- 資料6 低公害車両運行に関する今後の対応方針について (環境省)
- 資料7 鳩待駐車場整備計画(東京パワーテクノロジー)
- 資料8 外国人対応に関するアンケート結果(尾瀬保護財団)
 - (参考) 尾瀬ビジョン (抜粋)

尾瀬国立公園協議会規約

第12回尾瀬国立公園協議会構成員名簿

※順不同 敬称略

| | | | | | | ※順不同 敬称略 |
|----|------------------------------|----------|-----|------|------------------------------------|---------------------------|
| | 所 属 | 氏 | 名 | | 出 欠 | 随行者 |
| 1 | 環境省関東地方環境事務所 | 所長 | 上杉 | 哲郎 | 出席 | |
| 2 | 林野庁関東森林管理局計画保全部 | 部長 | 井手 | 光俊 | 出席 | 企画官:山口健一 |
| 3 | 福島県生活環境部 | 部長 | 長谷J | Ⅱ 哲也 | (代理出席) 主任主査 森藤福美 | |
| 4 | 栃木県環境森林部 | 部長 | 櫻井 | 康夫 | 欠席 | |
| 5 | 群馬県環境森林部 | 部長 | 青木 | 勝 | (代理出席) 尾瀬保全推進室長 吉田高広 | 係長:竹内伸昌 主幹:宝珠山恭子 |
| 6 | 新潟県県民生活·環境部 | 部長 | 中村 | 稚枝子 | (代理出席) 副参事 矢田望充 | |
| 7 | 檜枝岐村 | 村長 | 星光 | 祥 | (代理出席) 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 事務局長 平野順二 | |
| 8 | 南会津町 | 町長 | 大宅 | 宗吉 | (代理出席) 主事 渡部高志 | |
| 9 | 日光市 | 市長 | 斎藤 | 文夫 | 欠席 | |
| 10 | 片品村 | 村長 | 千明 | 金造 | 出席 | |
| 11 | 魚沼市 | 市長 | 大平 | 悦子 | (代理出席) 環境企画係 磯部宏美 | |
| 12 | 公益財団法人 尾瀬保護財団 | 事務局長 | 吉田 | 高広 | (代理出席) 企画課長 菊池高士 | |
| 13 | 三井物産(株)環境·社会貢献部 社有林·環境基金室 | マネージャー | 斉藤 | 江美 | (代理出席) 三井物産フォレスト(株)藤田昌也 | |
| 14 | 東京電力株式会社環境部 | 部長 | 白井 | 真 | (代理出席) 尾瀬・交流グループ グループマネージャー田中丈夫 | 尾瀬・交流グループ課長 高橋英夫(当日欠席) |
| 15 | 東京パワーテクノロジー株式会社 | 常務取締役 | 松井 | 敏彦 | 出席 | 尾瀬林業事業所長 清水秀一 |
| 16 | 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 | 理事 | 星浩 | 彦 | (代理出席) 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 事務局長 平野順二 | |
| 17 | 南会津町観光物産協会舘岩支部 | 支部長 | 大山 | 義幸 | 欠席 | |
| 18 | 日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部 | 事務局長 | 湯沢 | 長久 | 欠席 | |
| 19 | 片品村観光協会 | 事務局次長 | 倉田 | 剛 | (代理出席) 主事 萩原宏也 | |
| 20 | 魚沼市観光協会 | 事務局長 | 桑原 | 幸子 | 出席 | |
| 21 | 尾瀬山小屋組合 | 組合長 | 関根 | 進 | 出席 | |
| 22 | 尾瀬山小屋組合 | 副組合長 | 星菜 | 芳 | 出席 | |
| 23 | 尾瀬保護指導員福島県連絡協議会 | 会長 | 星- | 彰 | 欠席 | |
| 24 | 日本野鳥の会栃木県支部 | 副支部長 | 遠藤 | 孝一 | 欠席 | |
| 25 | 片品山岳ガイド協会 | 事務局長 | 沼野 | 健輔 | 出席 | |
| 26 | 新潟県自然観察指導員の会 | 顧問 | 加瀬 | 由紀子 | 欠席 | |
| 27 | 公益財団法人 日本自然保護協会 | 参事 | 横山 | 隆— | 出席 | |
| 28 | 一般財団法人 自然公園財団 | 代表(専務)理事 | 阿部 | 宗広 | 出席 | |
| 29 | 群馬県立女子大学 | 名誉教授 | 斎藤 | 晋 | 出席 | |
| 30 | 福島大学教授 | 教授 | 長橋 | 良隆 | 出席 | |
| 31 | 横浜国立大学大学院教授 | 教授 | 加藤 | 峰夫 | 欠席 | |

事務局

| | 所 属 | 氏 | 名 |
|---|-----------------------|---------|--------|
| 1 | 関東地方環境事務所 国立公園・保全整備 | 課長 | 中島 尚子 |
| 2 | 関東地方環境事務所 国立公園・保全整備 | 自然保護官 | 長谷川 修一 |
| 3 | 関東地方環境事務所 檜枝岐自然保護官事務所 | 自然保護官 | 山本 豊 |
| 4 | 関東地方環境事務所 片品自然保護官事務所 | 自然保護官 | 牧野 友香 |
| 5 | 関東地方環境事務所 片品自然保護官事務所 | 自然保護官補佐 | 服部 恵子 |
| 6 | 尾瀬保護財団 | 主幹 | 西嶋 弘満 |
| 7 | 尾瀬保護財団 | 主任 | 長谷川 至洋 |
| 8 | 尾瀬保護財団 | 嘱託 | 大泉 和寛 |

第12回 尾瀬国立公園協議会 座席表

平成27年3月10日(火) 関東地方環境事務所 会議室

| | | | 尾瀬保護財 | ₫ | 関東地方環境 事務所 | | |
|-------------------------|----------------------------|--------|-------|----------|---------------|-------------|--|
| | | | 胃 | 事務局 | | | |
| | 냳 袥 | 速記者 | 関東 | [地方環境事務 | 务所 | | |
| | | | 事 | 務局 | | | |
| | 三井物産 社有林・ 環境基金 室 | | | | | 尾瀬保護財団 | |
| | 東京電力 | | | | | 魚沼市 | |
| | 東京電力 | | | | | 片品村 | |
| | 東京パプー | | | | | 南会津町 | |
| | 東京パワーテクノロジー | | | → | | 檜枝岐村 | |
| | 尾瀬檜枝 岐温泉観 光協会 | | 1 | プロジェクタ | | 新潟県 | |
| 音 | 片品村観 光協会 | | | 9 | | 群馬県 | |
| ・ マ オ 音 | 魚沼市観光協会 | | | | | 群馬県 | |
| | 尾瀬山小 屋副組合 長 | | | | | 群馬県 | |
| | 尾瀬山小屋組合長 | | | | | 福島県 | |
| | 片品山岳 が小 [*] 協会 | | | | | 関東森林 管理局 | |
| | 日本自然保護協会 | | | | | 関東森林 管理局 | |
| | | 自然公園財団 | 長橋 | 斎藤 | 関東地方環境 | • | |
| | | 日然公園別位 | 委員 | 委員 | 事務所長 | | |

| 課題 | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | 概ね今 | *後5年間(~H31年度まで)に取り組んて | いく事項 | 中長期的(概ね10年以内) |
|----|------------------------------|---|----------------|--|--|------------------|-------------|-----------------------|--------|--|
| | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | 組むべき事項 | 自然に対しています。 は実によいる会には、 は実にないるなのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のいったのでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、 は、日本のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 環境省 | ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山の自然環境等に関する調査を実施 ・H19.8.30に会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域が編入された尾瀬国立公園を指定 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針策定検討委託業務において同地域の景観保全管理方針を策定 (関東森林管理局) 平成19年4月、会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山を含む奥会津地域の国有林約8.4万haを「奥会津森林生態系保護地域」に指定一以後モニタリング調査を実施 (福島県) ・尾瀬国立公園福島県地域協議会を開催。管理者の協力体制を強化する。(232.8休止) ・福島・群馬・新潟の3県知事連名で、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望 (南会津町)・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望 ・田代山・帝釈山周辺を対象とした保護・利用・管理のあり方を示した。(町協議検討会設立: H20) | 失施した时期 ~H19 H19 H20 ~H22 H9 | | 美胞主体 | 具体的体现 | | ■公園計画見直し点検 公園計画の再検討終了後、引き続き検討すべき課題について、 概ね5年毎に下行われる公園計 の見直しの際に反映会せる。 例えば、戸倉地のに反映と図立公園 の入口として公園となる地 域について、公園区域に編入することを検討する。 |
| | | 用・管理運営の ための施策を一 体的に行うこと とする。 | 地域住民公園利用者 | ・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望 | | | | | | |
| | | | NGO/NPO 研究者 | △注動,反 Ⅲ後山,本町山の白幹環境第1-88十7科農林が18十4 年単 | | | | | | |
| | | | 研究者 国民·企業 | ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山の自然環境等に関する科学的知見を提供 | | | | | | |

| 必要となる具体的取り組み ままりの (掘り) | | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|------------------------------|--|---|--|--|--|--|---|--------------------|---|
| 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | 環境省 | ・利用適正化事業で学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用 | H17~ | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 環境省 | ・関係者の各種課題への科学的な対応に資するデータ提供のため、システムの運用を継続 | | |
| | | その他国 | | | | | | | |
| | | | ・湿原研究者を支援する「尾瀬賞」を設置。将来性のある若手研究者には尾瀬奨励賞を 授与 (H21~) | н9∼ | | | ・湿原研究者を支援する「尾瀬賞」を継続実施する。 | 毎年継続 | |
| | | | ・尾瀬における植物の開花時期や山ノ鼻・至仏山の気象観測などを継続して実施。 | H16~ | | | | | |
| | | 尾瀬保護財団 | ・環境省から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用 | H17∼ | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 尾瀬保護財団 | ・尾瀬の生物多様性に関する論文等の収集を行う。 | 継続実施 | |
| | | | ・環境省から利用適正化事業を受託し、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況の 的確な把握」に関する小委員会を設置(H22~) | H22~23 | | | | | |
| | | | ・尾瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地点の設定との実施の検討 | H25∼ | | | ・尾瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地点の設定との実施の検討 | 継続実施 | |
| | | 関係県 | (福島県・群馬県・新潟県) ・第3次尾瀬総合学術調査を実施 | H6~8 | | | | | ■第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が行われ |
| | | 関係市町村 | (南会津町) ・田代山帝釈山自然保護巡視員による、動物の出没、植物の開花情報の提供 | 毎年(5月中旬~ 11月中旬) | | 関係市町村 | (南会津町) ・ <mark>田代山帝駅山自然保護巡視員</mark> による、動物の出没、植物の開 花情報の提供 | 毎年(5月中旬~ 11月中旬) | てから10年が経過するが、まだ解明 されていない事項やこれまでの調査 データと比較して尾瀬の状況を把握 |
| | | 山小屋等事業者 | ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 | | | | | | するため、第4次の学術調査の実施 について検討する。 ■モニタリング体制の確立 |
| 調査研究促 進のための 支援宝施 | ことは極めて重 要であるので、 調査研究活動を | 土地所有者 | | | | | | | ■モニメリング体制の催立 尾瀬地域内で行われている様々な モニタリング調査の実態を把握し、 効率的かつ効果的なモニタリング体 |
| | 促進するための 支援を実施す る。 | 地域住民 | | | | | | | 制を確立する。 ■学術情報の公園管理への反映 |
| | | 公園利用者 | ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報の蓄積を支援 | | | | | | 尾瀬地域内で行われる各種学術 的な調査から得られる情報を今後の 公園管理に役立たせるためのシステ ムをつくる。 |
| | | NGO/NPO | | | | | | | |
| | | 研究者 | ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 | | | | | | |
| | | 国民・企業 | ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・尾瀬ボランティアとして尾瀬保護財団の各種啓発活動を支援 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 短期的(概ね5年組むべき事項 単位 できません できます かんだい できます かんだい できます かんだい できます かん できます かん でん でん でん でん しん | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 環流の生態形に のが状況の推修不 ことは極めて重 後のための | 短期的(概ね5年以内)に取り 相むべき事項 環境名 その他国 尾瀬保護財団 尾瀬保護財団 尾瀬保護財団 関係・中間 の状況の推移に つして経済で重要であるので、 受してあるので、 受してあるので、 受してあるので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を発表ので、 を関係・中間・ はのための 支援を実施・ が以の性格に しては、 を発表ので、 を関係をので、 を関係・ はのための 支援を実施・ が域に のものので、 を対象をできる。 ので、 のもので、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを | 短期的(概ね5 内容 実施主体 具体的な取り組み 環境省 ・利用適正化事業で学術論文検素サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用 その他国 ・温原研究者を支援する「尾瀬賞」を設置。将来性のある若手研究者には尾瀬奨助賞を 授与 (H21~) ・尾瀬における植物の開花時期や山ノ鼻・至仏山の気象観測などを継続して実施。 ・環境省から利用適正化事業を受託し、学術論文検素サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を選用 ・環境省から利用適正化事業を受託し、学術論文検素サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を選用 ・環境省から利用適正化事業を受託し、学術論文検素サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を選別 ・環境省から利用適正化事業を受託し、発剤国立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把握」に関する小委員会を設置(H22~) ・屋瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地点の設定との実施の検 が状況の推移について調査する にはは極めて関 のが状況の推移について調査する にはは他ので置 でしたは極めて重 変であるので、 変であるので、 変であるので、 変とといるので、 変とはまる、あ物の出没、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 NGO/NPO 研究者 ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 NGO/NPO 研究者 ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 NGO/NPO 研究者 ・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境 ・現場 ・パークボランティアとして、環境 ・現場 ・現場 ・現場 ・パークボランティアとして、環境 ・現場 ・現場 ・現場 ・現場 ・現場 ・現場 ・現場 ・アークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・パークボランティアとして、環境 ・パークボランティアとして、環境 ・パークボークを ・パークボークを ・パークボーク・ ・現場 ・パーク | 短期的(概ね5 年以内)に取り 内容 実施主体 異体的な取り組み 実施した時期 様式でき事項 環境省 ・利用適正化事業で学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用 H17~ その他国 「温度研究者を支援する「尾瀬賞」を設置。将来性のある老手研究者には尾瀬奨励賞を H9~ 「尾瀬における植物の開花時期や山ノ鼻・至仏山の気象観測などを継続して実施 H16~ H17~ J程域名から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」と運用 ・現場名から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」と選別 ・現場名から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」と選別 ・現場合から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」と選別 ・現場会から、関係県 ・第3次尾瀬総合学術別査を検証 H25~ 「屋瀬の住事系 「関係県 第3次尾瀬総合学術別査を実施 H6~8 関係・南村 (制金津町) ・現代山舎駅山自然保護金銭員による、動物の出交・植物の関花情報の提供 1月中旬) ・現代山舎駅山自然保護金銭員による、動物の出交、植物の関花情報の提供 1月中旬) ・現代山舎駅山自然保護金銭員による、動物の出交・植物の関花情報の提供 1月中旬) ・現代山舎駅山自然保護金銭員による、動物の出交・植物の関花情報の提供 1月中旬) ・現代山舎駅山自然保護金銭員による、動物の出交・植物の関花情報の自然情報を提供し、VC等における自然情報 かの蓄積を支援 土地所有者 の蓄積を支援 「NGO/NPO 研究者 動物の出交情報、植物の関花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 NGO/NPO 研究者 動物の出交情報、植物の関花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 の蓄積を支援 NGO/NPO 研究者 動物の出交情報、植物の関花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 ・バークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 NGO/NPO 研究者 ・場物の出交情報・植物の関花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報 ・バークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 NGO/NPO 研究者 ・バークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 NGO/NPO ・バークボランティアとして、NGO/NPO ・バークボランド・ストロート・スト | 短期的(概ね5 内容 実施主体 異体的な取り組み 実施した時期 既存の低級組織 (業務別) (環境 ・利用適正化事業で学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを適用 +117~ 原産園立立協協 (業務別) (環境 ・利用適正化事業で学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを適用 +117~ 原産園立立協協 (環境 ・利用適正化事業で学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを適用 +117~ 原理場合の・利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを通用 +117~ 原瀬の軽年度化の間に対して、 環境名から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを通用 現場名から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを通用 現場名から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システムJを通用 現場名が開発と設定(122~) 原瀬の経年度化の形態のための定点報測(植生変化形態)地点の設定との実施の検 112~ 112~ 112~ 111~ 1 | 短期的(機力3 年以内)に取り 内容 実施主体 異体的な取り組み 実施した時期 既存の延温機能 実施主体 現場を ・利用適正化事業で学術論文技法サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用 H17~ 環際の立場協議会 (環境者) 国境者 その他国 ・ 温原研究者を支援する「尾瀬貫」を設置、将来性のある君手研究者には尾瀬奨励賞を H9~ 尾瀬田立わら植物の開花時期や山ノ鼻・至仏山の気象観測などを機械して実施。 H16~ - 尾瀬田立公園協議会の下に「生態素の状況の h12~23 - 環境者から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多样性情報システム」を選用 ・ 環境者から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多样性情報システム」を選別 ・ 環境者から利用適正化事業を受託し、保護国立公園協議会の下に「生態素の状況の h12~23 - 「環境者から利用適正化事業を受託し、保護国立公園協議会の下に「生態素の状況の h12~23 - 「環境者の心利用適正化事業を受託し、保護国立公園協議会の下に「生態素の状況の h12~23 - 「環境者から利用適正化事業を受託し、保護国立公園協議会の下に「生態素の状況の h12~23 - 「環境者から利用適正化事業を受託し、保護国立公園協議会の下に「生態素の状況の h12~23 - 「現場の経事業化の形態のための定点観測(植生変化形理) 地点の設定との実施の検 h12~ | | 短期的(概念) |

| | 必要となる具体 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|------------------|------------------------------|--|-------------|--|----------------|-----------------------------|---------|---|----------|---|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・利用適正化事業として航空撮影とGISを活用した施設等管理システムを構築 ・利用適正化事業として、尾瀬圏立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把 提」に関する小委員会を設置 | H17~ | ・尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 環境省 | - 関係者の各種課題への科学的な対応に資するデータ提供のため、システムの連用を継続 | | |
| | | | | (国土交通省) ・平成6年から尾瀬沼から維持流量(環境流量)を沼尻川に放流、平成18年からは 倍量の放流をしている (関東森林管理局) ・平成6年へ13年に、希少野生動植物保護管理事業として、帝駅山周辺の猛禽類の 生息確認、行動圏把握等モニタリング調査を実施 | H5~H13 | | | (関東森林管理局) ・平成17年より、御池周辺等において固定ブロットを設け、原生 的な自然林の状況を把握しながら、二次林から自然林への遷 移過程など来解明の分野について、必要な基準デーを収集す | 継続実施 | |
| | | | その他国 | ・平成17年より、御池周辺等において固定ブロットを設け、原生的な自然林の状況を 把握しながら、二次林から自然林への遷移過程など来解明の分野について、必要な 基礎データを収集するためのモニタリングを継続的に実施 (森林管理書) 希少野生動植物・グマタカ等猛禽類・保護管理事業により、尾瀬国立公園の一部につ | H17~ | | その他国 | るためのモニタリングを継続的に実施 (森林管理署) 希少野生動植物(ウマタカ等猛禽類)保護管理事業により、尾瀬 | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | いても、営巣等の調査を実施。 ・環境省から利用適正化事業を受託し、航空撮影と、GISを活用した施設等管理システム「すいすい尾瀬なび」を構築 | H19~ | ·尾瀬国立公園協議会(環境省) | 尾瀬保護財団 | 国立公園の一部についても、営巣等の調査を実施。 - 「すいすい尾瀬ナビ」を継続して活用 | 継続実施継続実施 | ■第4次学術調査の実施 |
| | | 各種モニタリング | 尾瀬保護財団 | - 環境省から利用適正化事業を受託し、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況 の的確な把握」に関する小委員会を設置(H22~) (福島県) - 昭和46年から尾瀬保護指導委員会に委託し、各種モニタリング調査を実施すると共 に、調査結果を「尾瀬の保護と復元」にまとめている。平成19年には、尾瀬の保護と | H22~23 ~H26 | •尾瀬保護指導委 _{明4.75 i} | | (福島県) - 尾瀬保護指導委員会による調査を継続(シカ被害の調査など | 継続実施 | 第3次尾瀬総合学術調査が行われてから10年が経過するが、まだ解明されていない事項やこれまでの調査データと比較して尾瀬の状況を把握するため、第4次の学術調査の実施について検討する。 |
| 生態系の状況 の的確な把握 | 効果的なモ ニタリング調 査等の実施 | 調査の結果の 統合や調査手 法の統一化を 進めるとともに GIS システム等へ の蓄積を行う。 | 関係県 | 復元・特別号」として集大成版を取りまとめた。 ・会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域について自然環境の変遷を把握・調査するため尾 瀬保護指導委員会を活用し、モニタリングの手法、箇所等について検討。(H20-H22) (群馬県) | | ·尾瀬保護指導委員会(福島県自然保護課) | 県自然 関係県 | 喫緊のテーマを中心 に) | | ■モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行われている様々 なモニタリング調査の実態を把握 し、効率的かつ効果的なモニタリン グ体制を確立する。 |
| | | | | (特別級・ ・昭和4年から尾瀬保護専門委員を委嘱し、各種モニタリング調査を実施すると共 に、昭和5年からは調査結果を、「尾瀬の自然保護」にまためた。 ・尾瀬関立公園挺生を記念し、尾瀬の自然保護-30年間の取組-として、集大成版を とりまとめた。(H19) ・至仏山調査基盤システムをGISとして整備 | S41~H26 | •尾瀬保護専門委 員会(群馬県) | 関係県 | (群馬県) ・尾瀬保護専門委員による各種モニタリング調査を実施すると 共に、調査結果を「尾瀬の自然保護」にまとめて発行する。 | 継続実施 | ■学術情報の公園管理への反映 尾瀬地域内で行われる各種学術 的な調査から得られる情報を今後 の公園管理に役立たせるためのシ ステムをつくる。 |
| | | | 関係市町村 | 正は田町正をニノハノスということ、正徳 | 1110 | | | | | |
| | | | 山小屋等事業 者 | | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・昭和56年から、尾瀬沼からの取水による尾瀬地域の自然環境に与える影響評価を 実施 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組み継続実施 | 継続実施 | |
| | | | 地域住民 | | | | | | | |
| | | | 公園利用者 | | | | | | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | |
| | | | 研究者 | ・尾瀬の総合学術調査を実施し、これまでに1次~3次の報告書をまとめた。 | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | |

| em na | 必要となる具体的取りを課題 | | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(橛ね10年以内) |
|--------|------------------------------|---|------------------|--|---------------------|---|-----------------------|---|-------------------|--------------------------|
| 珠翅 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | | ・「尾瀬国立公園シカ対策協議会」、「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」を設置 し、尾瀬のシカ対策について検討(HI3)。協議会において「尾瀬国立公園シカ管理方針」 を決定(H20)。 | H13~ | | | ・関係機関が実施する対策の情報共有及び、全体として相補的で効果 的な取組となるよう、シカ対策協議会を通じて調整を図る。 | 継続実施 | |
| | | | 環境省 | 自然公園法に基づく「尾瀬生態系維持回復事業計画」の策定特別保護地区を含め尾瀬全体で捕獲実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | H22 H21~ H19~ | ・尾瀬国立公園シカ対策協議会(環境省)・尾瀬シカ対策アドバイザー会議 | 環境省 | 尾瀬地域の生態系を維持するため、効果的な捕獲策を検討・実施 ・関係各者による取組の成果を確認するため、植生被害モニタリング調査・ライトセンサス調査を実施 | | |
| | | | | *電工版音モータリング映画と失能 ・シカ個体数の増減を把握するためのライトセンサス調査を実施 ・シカの行動把握調査を実施 | H13~ | (環境省) | | より効果的・効率的な捕獲方法を検討する為、行動把推調査を実施 | | |
| | | | その他国 | ・シカル11級に経過量と失応 (森林管理署) ・シカによる植生被害防止のためのシカ棚の資材運搬及び試験設置 | H25~ | | その他国 | (森林管理署) -シカによる植生被害防止のためのシカ柵の設置と撤去 | 継続実施 | |
| | | | での心臓 | ・植生被害モニタリング(シカ柵設置前・設置後モニタリング) | 1125 | | CORE | (森林管理局) ・シカ糖設置後の植生変化モニタリング | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | - 群馬県・福島県の協議会に参画及び補援を支援 ・シカ対策に使途を限った特定者付の設置 | | | 尾瀬保護財団 | ・群馬県・福島県の協議会に参画及び捕獲を支援 ・シカ対策に使途を限った特定寄付の設置 | 維続実施 | |
| | | | | (福島県) - 「尾扇の砲生を保全するためのシカ対策(第5期計画)」を策定し、尾瀬の砲生被害を防 でため両村の有害捕獲を支援 ・対策や有害捕獲を対し、手への支援として持猟者技術研修会を実施 | H25 H21~H26 | | | (福島県) 「尾瀬の機生を保全するためのためのシカ対策(第5期)」に基づき、尾 尾瀬の機生被害を防ぐため各種対策を進めるとともに、町村の有害捕獲 を支援 - 狩猟や有害捕獲の担い手への支援として狩猟者技術研修会を実施 | ~H31 ~H | |
| | | | 場で 関係県 | 「南会 <mark>津尾</mark> 瀬ニホンジカ対策協議会」(県、町村、地元猟友会、親光団体、山小屋組合、 尾瀬保護財団)を設立し、有害(予察)捕獲や湿原植生の保護に係る対策を実施 | H25∼ | 関係県 | | 「南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会」(県、町村、地元猟友会、観光団体、山小屋組合、尾端保護財団)による有害で予解・捕獲や湿原植生の保護に係わる対策の推進・福島県ニホンジカ管理計画を新たに策定する予定 | ~H27 | |
| | | ニホンジカが及ぼ す尾瀬の植生に 対する攪乱が深 | 関係県 | (栃木県) - 「第5期計画」を策定し、適正な生息密度管理に向けた個体数調整を実施 | | | 関係県 | (栃木県) 指定管理鳥獣捕獲等事業によるシカの捕獲を、尾瀬との間を移動して いると言われる足尾地区で行う予定 | | ■シカ管理体制の確立 |
| 對生動物对束 | 生攪乱の実態把握と将来 | | : | (群馬県) - 「第3次管理計画」を策定し、適正な生息密度管理に向けた個体教調整を実施 | H22~H26 | - 尾瀬保護専門委 | | (群馬県) - 法改正により「第4期管理計画」を作成し、適正な生息密度管理に向 けた個体数調整を実施 | ~H27 | 尾瀬での二ホンジカの管理体制を 確立する。 |
| | | 尾瀬からニホンジカ を排除すること を含めた積極的 管理を行う。 | | ・群馬県馬瀬地域生物多様性協議金を設置し、偏格数調整を実施 ・防康機を背中アブリ田代、研究見本園及び竜常に設置。機生回復状況のモニタリング を実施・鳩特~山の身間に艦生移護用電気権(ジネナアオイ)を実施 | 員会(群馬県) | | - 継続して植生回復状況のモニタリング実施 | ~H27 | | |
| | | | | - ニホンジカの行動調査を実施 (檜枝岐村) | HIST | | | - 継続してニホンジカのモニタリング実施 (檜枝岐村) | 継続実施 | |
| | | | | ・ | | | | - 檜枝岐村猟友会が環境省及び県から受託した個体数調整の業務を サポートする。 (日光市) - 尾瀬との関連性が指摘されている奥日光において、個体数の調整を | | |
| | | | 関係市町村 | ・尾瀬との関連性が指摘されている奥日光において、個体数の調整を行っている (片品村) ・ 片品村類友会が環境省から受託した調査業務をサポートしている | | | 関係市町村 | 行っていく。 (片品村) ・群馬県及び関係機関等と共に群馬県尾瀬地域生物多様性協議会を | | |
| | | | | (南会津町) - 南会津町猟友会が福島県の調査補獲業務等をサポートしている | 毎年(5月中旬~ | - | | 設置し生物多様性の保全再生等に取り組む。 (南会津町) ・南会津町猟友会が福島県の調査捕獲業務等をサポート | 年間 (5月中旬~11月中 | |
| | | | | 田代山帝釈山自然保護巡視員による出没情報、被害情報の提供 | 11月中旬 | | | ・田代山帝釈山自然保護巡視員による出没情報、被害情報の提供 | 旬) | |
| | | | 山小屋等事業者 | ・シカの生息状況、植生への影響等に関する情報提供 ・大清水湿原へのシカ柵設置(尾瀬保護協会 24年8月) | H24 8 | | | | | |
| | | | 土地所有者 | (森林管理署) - 樹皮刺による樹木被害軽減措置を実施 | 1124.0 | | 土地所有者 | | | |
| | | | | (東京電力) - 群馬県尾瀬地域生物多様性協議会(シカ捕獲事業)へ協力 (尾瀬高校) | H25年度~ | | | (東京電力) ・これまで(~H25年度まで)の取り組み継続実施 | 年間 (5月中旬~12月末) | |
| | | | 地域住民 | ・ライトセンサス調査 (猟女会員) ・狩猟免託及び経験を活かし、個体数調整に参画 | | | | | | |
| | | | 公園利用者 NGO/NPO | 22.200.7081 ペマッキッパと、日かで、田 作以の正に少田 | | | | | | |
| | | | MGO/NPO 研究者 | (尾浦シカ対策アドバイザー) ・シカの生態調査、植生への影響等に関する調査の実施すると共に、シカ対策の知見を提供 | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | (尾瀬保護指導委員) ・シカの生態調査、植生への影響等に関する調査を実施 | | | | | | |

| | 必要となる具作 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | Ę | 中長期的(概ね10年以内) |
|--------|------------------------------|--|---------|---|----------------|--|------------------|--|---|--|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | 利用適正化事業により、「尾瀬山ノ鼻地区ツキノワグマ対策会議」及び「ヨシッ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議」を設置し、それぞれの地区において対策マニュアルを作成。また、尾製体かのマ対策マニュアルとして「尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアル」を策定(財団に委託) | H20 | | 環境省 (歩道管理者) | 「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」に沿って、 直轄歩道についてササの刈り払いや巡視等を実施 | 継続実施 | |
| | | | | ・同事業により尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を設置 | H21 | | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | |
| | | | | ・環境省の利用適正化事業を受託し、「尾瀬山/鼻地区ツキノワグマ対策マニュアル」及び「ヨシッ堀地区ツキノワグマ対策マニュアル」、「尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアル」を策定(現在は「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」に改称) | H17~ | | | ・尾瀬国立公園ツキ/ワグマ対策協議会の事務局として、構成する関係機関と協議しながら対策を実施する。 | 継続実施 | |
| | | | | - 一同事業により、尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を設置(H21)、マニュアルに基づき関係者が取り組みを実施、クマ対策専門員も配置 | H21∼ | ・山ノ鼻地区ツキノ ワグマ対策連絡会 議(尾瀬保護財 団) ・ヨシッ堀田代地 | | ・ 「同協議会により、継続可能な対策として、「ツキノワグマ出 没対応マニュアル」(H27.3改定)の見直しを行う。 | 継続実施 | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・事故を未然に防ぐために、財団ホームページ内にクマの目撃情報(時間、場所など)を 随時掲載等による利用者への啓発を実施。 | H12~ | 区ツキノワグマ対 策連絡会議(尾瀬 | 尾瀬保護財団 | ・山小屋等と連携して目撃情報の収集するとともに、その結果を随時、ホームページ等に掲載して注意喚起を図る。 | ト屋等と連携して目撃情報の収集するとともに、その結 随時、ホームページ等に掲載して注意喚起を図る。 総続実施 | |
| | | | | ・クマとの突然の遭遇による事故を防止するため、ササ等の刈払い作業を実施。 | | 保護財団) ・尾瀬国立公園ツ キノワグマ対策協 議会(尾瀬保護財 | | ・過去の目撃情報等を参考に関係者と連携のうえ、ササ等の 刈り払い作業を実施する。 | 継続実施 | |
| | | | | 尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を事務局として運営し、ツキノワグマ対策員の任命、現地での対策実施体制の調整を行う 環境省の利用適正化事業を受託し、ツキノワグマ対策員の研修、対策実施体制の構築 | H17~ | 団) | | | | |
| | | | | を行う ・群馬県から受託し、クマ出没時の安全誘導、ツキノワグマ生息状況調査を実施 | H17~22 H26~ | | | | | |
| | | 尾瀬においてツ キノワグマと人間 が共存していくた め、たーした「いま」 | | (福島県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H21.3策定、H253改訂)及び尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアルに基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。 | ~H26 | | | (福島県) ・ツキノワグマ管理計画(H27.3改定)及び尾瀬ツキノワグマ 保護管理マニュアルに基づき、被害の軽減と地域個体郡の 保護を図る | 継続実施 | ■クマの生態把握 |
| 野生動物対策 | クマ対策マ ニュアルの作 成・普及啓発 | 策を示した「ツキノ ワグマ対策マニュ アル」を作成する と共に、関係者及 び一般利用者へ | 関係県 | ・人身被害が想定される緊急時には、警察等と連携し、迅速な対応に努める | ~H26 | | 関係県 | ・人身被害が想定される緊急時には、警察等と連携し、迅速 な対応に努める(H27から、南会津町、檜枝岐村に、緊急時 の銃とわなによる捕獲許可の権限を移譲) | 継続実施 | ッキノワグマ対策をより実効あるも のにするため、尾瀬のツキノワグマ の生態について把握するための調査 |
| | | の普及啓発を図り、安全・快適に 尾瀬を利用できる ようにする。 | | (新潟県) ・ツキノワグマ保護管理計画 (H23.9策定) に基づき、被害防止と個体群の安定的維持を 図る。 | | | 関係県 | (新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。 | | -を継続して実施する。 - |
| | | & J(⊂ 9 °0° | | (群馬県)・ツキノワグマ保護管理計画(H24.3策定)に基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。 | H24~H26 | 尾瀬保護専門員 会(群馬県) | | (群馬県) ・ツキノワグマ保護管理計画に基づき、被害の軽減と地域個 体群の保護を図る。 | ~H28 | |
| | | | | ・危険時対策(有害獣捕獲)について申請を行う ・猟友会事務局を運営 | | | | | | |
| | | | 関係市町村 | (病会津町) -クマ目撃情報の提供・捕獲対策 | | | 関係市町村 | (南会津町) ・クマ目撃情報の提供・捕獲対策 | 通年 | |
| | | | | ・クマの誘引するゴミ等を適正に管理。 | | | | | | |
| | | | 山小屋等事業者 | ・クマ目撃情報などを提供すると共に、必要に応じ巡視を実施。 | | | | | | |
| | | | | ・クマ目撃情報やクマに遭遇した際の対応などについて、利用者に必要な情報を提供 | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林東事業所) ・ツキノワグマが頻繁に高速するエリアについて、ウマと利用者の接触を避けるために木 道を高架型に改修。クマ出没地域に注意喚起の看板と鐘の設置・管理 | | | 土地所有者 (歩道管理者) | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・必要に応じて、検討・対応していく | | |
| | | | 地域住民 | (猟友会) ・危険時対策の際の追い払い又は学習放獣を実施 | | | | | | |
| | | | 公園利用者 | ・クマ目撃情報を通報 | | | | | | |
| | | | | ・尾瀬はクマの生息地だと認識し、マニュアルやセルフガイドに沿った利用を行う | | | | | | |
| | | | NGO/NPO | +944 to 9 1 2 1 - 0 + 00 + 0 A M 1996 to - 1 - 0 to 9 + 49 # | | | | | | - |
| | | | 研究者 | ・専門的知見から、クマの生態、安全管理等についての知見を提供 | | | | | | |
| L | | | 国民·企業 | | | | | | | |

| 500 mx | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|--------|-------------------------------|--|------------------|---|---|------------------------------|------------------|---|--------------------|---------------|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・環境省所管地内のゴミの撤去・搬出、並びに植生復元を実施していく | H19~ | | 環境省 (土地所有者) | H28にて予定されていた事業が終了する予定 | H28 | |
| | | | その他国 | 22 + 12 (空本ととような様々) - 24 様々 - 24 &\phi | S47~H8(財)国立 | | | | | 1 |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・過去に廃棄されたゴミを撤去し、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | 公園協会 H9~23(財)国立公 園協会·財団 H24~財団 | | 尾瀬保護財団 | -ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | 毎年継続実施 | |
| | | | 関係県 | (福島・群馬) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 | (群馬県) H18~19 (福島県) H18~22 | | | - | - | |
| | 瀬を め、 過去のゴミ 去の 対策 の何 | | | - 国立公園協会や尾瀬保護財団の主唱に基づき主要入山口で、ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | S47~H25 | | | ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | 継続実施 | 1 |
| | | ごみのない尾 瀬を実現するた | | (檜枝岐・片品) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 | | | | (檜枝岐村) ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | 毎年継続実施 | 1 |
| | | め、尾瀬内の過去のゴミについては、自然環境 の保護に配慮しつつ地域外へ搬 | 関係市町村 | (南会津町) ・田代山帝駅山自然保護巡視員等によるゴミ持ち帰り運動についての啓発 田代山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施 | 毎年(5月中旬~ 11月中旬) | | 関係市町村 | (南会津町) 田代山帝釈山自然保護巡視員等によるゴミ持ち帰り運動の啓発 | 毎年(5月中旬~ 11月中旬) | |
| | | | | ・田代・帝釈山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施 (東京パワーテクノロジー(株)、山小屋) | 毎年(6月上旬) | | | ・田代山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施 | 毎年(6月上旬) | 1 |
| | | 出する。 | 山小屋等事業者 | (東京バノーデンノロンー(株、山小屋/ ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | | | | | | / |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクロジー(株)尾瀬林業事業所) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・万が一、発生した場合はその都度対応 ・継続実施。お客さまとの対応の際は、呼びかけていく | | |
| | | | 地域住民 | ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 | | | 地域住民 | | | / |
| | | | 地攻任氏 | (南会津町) ・田代・帝釈山沿線県道のゴミ撤去作業 | | | 地攻任氏 | (南会津町) ・田代・帝釈山沿線県道のゴミ撤去作業 | 毎年(6月) | / |
| 環境保全 | | | 公園利用者 | (一般利用者、組織ポランティア) 過去に廃棄されたゴミの運搬搬出作業に協力 ・ゴミ特ら帰り運動に参加 | | | | | | |
| | | | NGO/NPO 研究者 | | | | | | | 1 |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | 1 |
| | | | 環境省 | ・荒廃地における植生を復元させるための植生復元事業(特殊植物等保全事業)を実施(沼尻湿原、小淵沢田代、熊沢田代) | H18~H24 | ·特殊植物保全事 業等検討委員会 (環境省) | 環境省 | ・植生復元作業箇所(沼尻湿原、小淵沢田代、熊沢田代)のモニタリングを実施 | 継続実施 | / |
| | | | その他国 | ・福島県から植生復元事業を受託し、復元状況のモニタリングを実施 | | | | ・福島県から植生復元事業を受託し、復元状況のモニタリングを | 継続実施 | 1 |
| | | | 尾瀬保護財団 | - 群馬県から経過観察業務を受託し、復元状況のモニタリングを実施 | | ·尾瀬保護指導委 | 尾獅仔雛財団 | 実施 ・ 詳馬県から経過観察業務を受託し、復元状況のモニタリングを 実施 | 継続実施 | / |
| | | | PENK PAISE VI IM | ・群馬県から至仏山の保全対策事業を受託して、荒廃した登山道周辺の復元作業と立 入防護策設置等を実施(H22) | | 員会 | PENK IN IDENT IN | ・群馬県から至仏山の保全対策事業を受託して、荒廃した登山 道周辺の復元作業と立入防護策設置等を実施 | 継続実施 | |
| | | 尾瀬ヶ原や尾瀬 沼周辺、アヤメ 平等における植 生荒廃地につい | 関係県 | (福島県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業を、尾瀬保護財団へ委託 | ~H26 | ·尾瀬保護指導委員会(福島県) | 関係県 | (福島県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業を、尾瀬 保護財団へ委託 | 継続実施 | |
| | 植生荒廃地 の復元対策 | ては、継続して 植生復元のため の取り組みを行 | 100 MM | (群馬県) - 荒廃地における植生を復元するための植生復元事業の経過観察を尾瀬保護財団へ要託(至仏山東面登山道(H22~)、横田代(H18~)) | ~H26 | ·尾瀬保護専門委員会(群馬県) | 100 M/N | (群馬県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業の経過観察を、 尾瀬保護財団へ委託 | 継続実施 | |
| | | うとともに、経過観察のためのモ | 関係市町村 | (檜枝岐村) ・会津駒ヶ岳山頂付近の湿原において、荒廃した植生を復元させるための作業を実施 | | | 関係市町村 | (南会津町) ・田代山・帝釈山頂木道付近の荒廃地の植生復元作業実施 | 毎年(6月~10 月) | |
| | | ニタリング調査 を実施する。 | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) -アヤメ平の植生復元と経過観察を東京電力より受託 | | | | | | 1 |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・アヤメ平の植生復元と経過観察を実施 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・未回復エリア(1割)と回復箇所の植生の質向上に向けた検討 | | |
| | | | 地域住民 | (片品村婦人会) ・植生復元作業に協力 | | | | | | 1 |
| | | | 公園利用者 | (尾瀬ボランティア) ・尾瀬保護財団の植生復元作業に協力 | | | | | | 1 |
| | | | NGO/NPO 研究者 | (環境省植生復元事業委員・尾瀬保護指導委員・尾瀬保護専門委員) ・望ましい植生復元方法等について、各種委員会を通じて技術的な助言を行う | | | | | | / |
| | | | 国民·企業 | 主からい 旧工後ルガム寺について、存住安良会を通じて技術的は明音を行う | | | | | | |

| | 必要となる具体的取り組み | | | | | | | | | |
|----------|------------------------------|--|---|--|----------------|-------------------------------|---|--|----------------|---------------|
| | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | : | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | į | 中長期的(概ね10年以内) |
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織(事務 局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | 利用適正化事業により、至仏山における携帯トイレの導入に向けた事例調査や、試験配布してのアンケート調査等を実施 利用適正化事業により、東面登山道の上り専用化の定着及びそれに伴う利用動向 | H19~H20 | | | | | |
| | | | その他国 | の変化等の予測について実施 | H19~H20 | | | | | 1 |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・ 写紙山原会駅急対策会議」を設置して写紙山原会基本計画」を策定、その後「至 低山保全対策会議」を設置して同計画の進行管理を実施 ・環境省から利用通正化事業を受託し、携帯イレの導入や東面登山道の上り専用 化の定剤に向けた利用者直接調査を実施 ・ 入山省に対し、利用のレール等について普及啓発を実施 | | ·至仏山保全対策会議 (尾瀬保護財団) | 尾瀬保護財団 | ・至仏山保全対策会議において、至仏山保全計画に基づ いて、自然を保全するための各種対策を実施 ・東面登山道の上り専用、残雪期の登山道閉鎖期間の周 知徹底及び携帯トイレの持参のPRを図る。 | 継続実施継続実施 | |
| | | | PENKINISKI) IM | ・ 選出の高い、 | H21~H24 | ·至仏山環境調査専門 委員会(尾瀬保護財団) | PERSONAL INC. | | | |
| | | | | (群馬県) | ~H26 | | | ・県が管理する東面登山道周辺部の植生保護・回復等の | 継続実施 | 1 |
| | | 尾瀬の自然環境を特徴づける 価値を有しているの至仏山については、保全の | 関係県 | ・登山道、末道等の整備(H3~8) ・荒廃地における植生を復元するための植生回復事業を、尾瀬保護財団へ委託 ・至仏山保全対策事業の適正な執行に資するため、尾瀬保護専門委員会に、群馬県 至仏山当面登山道保全対策検討会を設置(H22~) | | 尾瀬保護専門員会 (群馬県) | 群馬県 (歩道管理者) | 対策に取り組む | 能机大胆 | |
| | 至仏山保全 | ための緊急対 策会議がとりま とめる「至仏山 | 関係市町村 | (片品村) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・冬季利用自粛に対する呼びかけ | | | | | | 1 |
| | 対策の実施 | 保全基本計画」に沿って、登山 | | (東京パワーテクノロジー(株) ・登山道、木道等の整備及び管理 | | | | | | - 1 |
| | | ルートの見直 し、適正利用の ためのルールづ | 山小屋等事業者 | ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施・各山小屋で携帯トイレの販売(H24年) (ガイド業者) | H24 | | | | | |
| | | くりと管理などを 行う | | ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 | | | | /********** | | 1 |
| | | | | (東京電力) ・登山道、木道等の整備 | | | 土地所有者 | (東京電力) ・検討を重ねた上で、継続実施 | 継続実施 | 1 |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 | | | 歩道管理者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) -これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 | |
| 環境保全 | | | 地域住民 | ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 | | | | | | 1 |
| | | | 公園利用者 | -東面登山道の登り専用利用の遵守 | | | | | | 1 |
| | | | NGO/NPO | ・東面登山道の登り専用利用の実施を広報誌等を通じてPR (日本自然保護協会) | | | | | | 1 |
| | | | 研究者 | (日本日然保護協会) ・当該地の自然環境特性や利用動態について調査 (群馬県尾瀬保護専門委員会) ・当該地の自然環境特性について調査 | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | | | | | 「部のトッキング」はある。 野生・ハリ 古状物・ハーマッケル | | 1 |
| | | | 環境省 | ・「駆除すべき移入植物一覧表」を作成、外来植物パンフを作成し配布 | H9 • H24 | | 環境省 | ・「駆除すべき移入植物一覧表」や外来植物パンフ配布等 を行い周知 | 継続実施 | 1 |
| | | | その他国 | ・移入植物を尾瀬に持ち込まないよう各入山口で啓発 | | 尾瀬保護指導委員会 | | ・移入植物を尾瀬に持ち込まないよう各入山口で啓発 | 継続実施 | 1 |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・福島県より受託し、移入植物の除去を実施。 | | (福島県) | 尾瀬保護財団 | ・ボランティアのコーディネートなどを行い、移入植物の除 去を実施(特別保護地区外) | H27~ | 1 |
| | | | | ・移入植物の除去の是非について検討 (福島県) | H26 | ·尾瀬保護指導委員会 | | ・福島県より受託し、移入植物の除去を実施。(福島県) | 継続実施 | 1 |
| | | | 00/== | (TEIの東京) ・移入植物の除去作業を尾瀬保護財団に委託 (辞馬県) | ~H26 | (福島県) | 00/5:5 | ・移入植物の除去作業を、尾瀬保護財団へ委託 | 継続実施 | 1 |
| | | 尾瀬本来の植 生を維持・回復 させるため、専 | 関係県 | (科馬県) ・移入植物を除去することの是非について検討 ・外来植物を尾瀬に持ち込まないよう啓発 | H10~11 ~H26 | ·尾瀬保護専門委員会 (群馬県) | 関係県 | - ・外来植物を尾瀬に持ち込まないよう啓発 | — 継続実施 | 1 |
| | 外来植物対 策 | 門家、NPO、山 小屋等の協力 を受けて実態把 | 関係市町村 | (南会津町) - <mark>田代山帝釈山自然保護巡視員等</mark> による除去・啓発活動 | 毎年(6月~10月) | | | (南会津町) -田代山帝釈山自然保護巡視員等による除去・啓発活動 | 毎年(6月~10 月) | |
| | | 握に努め、適切 な外来植物対 策を実施する | 山小屋等事業者 土地所有者 | ・山小屋周辺の維持管理時の移入種の除去作業を実施 (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) | 継続実施 | 1 |
| | | WEV182.0 | | - 入山口において種子落としマットを設置 (片品村婦人会) | | | | ・これまでの取り組みを継続実施 | | 1 |
| | 4 | | 地域住民 | - 外来植物の除去作業を実施 (尾瀬国立公園 田代山・帝釈山保護の会) - 外来植物の除去作業実施 | | | 地域住民 | (尾瀬国立公園田代山・帝釈山保護の会) ・外来植物の除去作業実施 | | 1 |
| | | 公園利用者 | ・種子落としマット上での種子落としの実施 | | | | * ************************************* | | 1 | |
| | | NGO/NPO | (国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・猿倉登山口周辺の平地性植物の除去 | | | | | | 1 | |
| | | | 研究者 国民·企業 | ・移入種の侵入・繁茂状況の実態について研究、情報提供 | | | | | | |
| <u> </u> | <u> </u> | 1 | 国民"北美 | i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e | 1 | 1 | l | l. | | |

| 課題 | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事 | 項 | 中長期的(概ね10年以内) |
|------|------------------------------|--|---------|--|----------------------------|--------------------------------------|---------|--|--------------|---------------|
| 沐挺 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | 「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」を作成 ・会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の登山道、利用馳慰等の調査を実施 ・グリーンワーカー・事業において、巡視、登山道補修等の業務を実施 ・歩道、登山道等の整備 ・排水処理施設、公衆トイレの整備 | H20 H20~H21 適時 適時 | | 環境省 | 関係者の協力の下、歩道、登山道等の整備及び維持管理を実施 関係者の協力の下、排水処理施設、公衆トイレの維持管理 | 適時 | |
| | | | その他国 | (森林管理署) 森林生態系保護地域及び保安林の管理 ・グリーン・サポート・スタッフ及び国有林野保護監視員による森林パトロールを実施 ・森林生態系保護地域及び緑の回廊に関するパンフレットの作成・配付 | | | その他国 | (森林管理署) ・森林生態系保護地域及び保安林の管理 ・/ガリーン・サポート・スタッフ及び国有林野保護監視員による 森林・パロールを実施 ・森林生態系保護地域及び緑の回廊に関するパンフレットの作成・配付 | 継続 継続 | |
| | | | | (文化庁) ・特別天然記念物の管理 ・入山者への啓発・尾瀬の美化巡視(尾瀬ボランティア参加) ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の管理方針の策定のため、利用面からの現状把握と課題の洗い出しに関する調査を環境省から受託(H2O)。 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域における入山者啓発や美化巡視活動を拡充(尾瀬ボランティア参加)。 | H20 | | 尾瀬保護財団 | ・入山者への啓発・尾瀬の美化巡視を継続実施する (尾瀬ボランティア参加) | 毎年継続実施 | |
| | | | 関係県 | (福島県) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任) ・自熱保護指導員を設置し、利用者指導を実施 ・アクセス対策等に係る意見交換、アンケート実施 (群馬県) | ~H26 ~H26 H20 | •尾瀬国立公園福島県地域協議会 (福島県南会津地 方振興局) | | (福島県) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任) ・自然保護指導員を設置し、利用者指導を実施 (群馬県) | 継続実施 継続実施 | |
| | | 既存の公園区 域内はもちろ | | (群島株) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任) (片品村) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 | ~H26 | | | (群高宗) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任) (片品村) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 | 継続実施 毎年度 | |
| 環境保全 | 保護の強化 | ん、会津駒ヶ岳 や田代・帝釈山 地域など利用増 によって植生等 | 関係市町村 | (魚沼市) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 (南会津町) | 毎年(6月~10月) | - | 関係市町村 | (魚沼市) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 (南会津町) | 毎年度 | |
| | | が荒廃すること のないよう、関 係機関が一体と なって取り組む | | 田代山帝釈山自然保護巡視員による歩道、登山道等の整備田代山帝釈山自然保護巡視員等による利用ルール等の普及啓発活動を実施 | 毎年(6月~10月) | | | - 田代山帝釈山自然保護巡視員による歩道、登山道等の整備 - 田代山帝釈山自然保護巡視員等による利用ルール等の普及 啓発活動実施 | 毎年(6月~10月) | |
| | | | 山小屋等事業者 | (山小屋、尾瀬林業) | | | | | | / |
| | | | 土地所有者 | ・尾瀬の美化巡視 (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・登山道、木道等の整備 ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 | |
| | | | 地域住民 | ・パークボランティア、尾瀬ボランティア、自然公園指導員、自然保護指導員等による利用者指導の実施 | | | | | | / |
| | | | 公園利用者 | ・利用ルールの遵守 | | | | | | |
| | | | | ・環境省から会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の管理方針検討業務を受託し、検討会を設置して管理方針の策定に向けた検討を実施中(H19~H20) | | | | | | / |
| | | | | (南会津町総合支援センター) ・町から美化巡視業務も含め受託し、清掃業務を実施 | | 1 | | (南会津町総合支援センター) ・町から美化巡視業務も含め受託し、保全業務を実施 | 1 | |
| | | | NGO/NPO | (福島県自然公園清掃協議会) ・環境省、福島県、檜枝岐村・南会津町等から自然保護巡視業務を受託し、清掃業 務を実施 | | | NGO/NPO | (福島県自然公園清掃協議会) ・各主体から美化巡視業務を受託し、清掃業務を実施 | | |
| | | | | (群馬県尾瀬美化愛護協会) ・環境名、片品村から美化巡視業務を受託し、清掃業務を実施 | | _ | | (国大小园 田华山, 英昭山, 伊建木本) | | |
| | | | | (国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・田代・帝釈山100周年記念大師堂清掃登山実施 | H23.7.27 | | | (国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・田代山・帝釈山の美化活動・巡視協力 | | |
| | | | | ・登山者マナー啓発運動実施 | H24.9~10月 | | | | | 1/ |
| | | | 研究者 | ・自然科学的な知見・保全のための対策について助言 | | | | | | 1/ |
| | | | 国民·企業 | ・パークボランティア、尾瀬ボランティア、自然公園指導員、自然保護指導員等による 利用者指導の実施 | | | | | | / |

| 課題 | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H25年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H30年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|-------------|------------------------------|---|----------------|--|--------------------------|---|--------|---|---------------------------|--|
| 跃翅 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・利用適正化事業により、平成7年度から利用実態の調査を進めると共に、利用実態を おまえた分散と対象の検討なび実施。 ・利用適正化推進事業により、尾豚ヶ原(山/鼻~竜宮間)の利用集中にともなう影響調査を実施 ・利用適正化準進事業により、尾豚ヶ原(地)の利用集中にともなう影響調査を実施 ・利用適正化進進事業により、尾豚ヶ原・尾豚河の利用集中にともなう影響調査を実施 ・登山者かウンターを設置し、尾豚ヶ原・尾豚河の利用集中にとりなう影響調査を実施 | H7~ H20 ~H24 H20·H21 H1~ | ·尾瀬国立公園協議会(環境省) | 環境省 | - 尾瀬地域全体の利用適正化のため、快適な利用の推進に向けた情報提供を、尾瀬沿Vの適強を通じて実施 - 登山者カウンターを設置し、尾瀬全体の利用者数をモニタリング (H1 | H25~ | |
| | | | その他国 | | | | | ~) | | |
| | | | Colom | 利用適正化事業を環境省から受託し、情報提供による快適な尾瀬利用を促進・誘導 快適登山日カレンダーを作成 | H8~ | | | -適正利用を推進するため、情報提供による快適な尾瀬利用を促進・誘導する。-財団ホームページ内に快適利用のススメにて、快適登山日カレンダーを作成し、情報発信を行う。 | 継続実施継続実施 | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・尾瀬学校、その他首都圏の学校の入山予定をHPで掲載 ・各種メディア、イベント等を通じて、快適な尾瀬利用の呼びかけを実施 | H20~ H8~ | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 尾瀬保護財団 | ・シーズン中に毎日更新するプログト令朝の尾瀬山ノ鼻」内にて、最新の情報と合わせて尾瀬学校の入山予定を掲載する。 ・利用者の情報収集の媒体を考慮して、プログやメールマガジン等の活用を検討のうえ、幅広い情報発信を進める。 | 継続実施 継続実施 | |
| | | | | 利用者への周知を図るため、交通対策に関するチラシを作成 | H8~ | | | ・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」の依頼を受けて交通対策チランを配布 | 継続実施 | |
| | | | | ・旅行事業者や出版業者等を対象とした尾瀬ガイダンスを開催。参加者に実際に尾瀬に 来てガイドツアーを体験してもらう現地ガイダンスの開催についても実施。 | н8∼ | | | ・地元自治体やガイド団体等と協力して、現地でのガイダンスを主体として、 尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。 ・利用関散期(6月下旬~7月上旬)の魅力を発信 | 継続実施 H26~ | |
| | | | | (福島県) - 「福島県高瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を 推進 | ~H26 | | | - (8月下旬~9月上旬) (福島県) - 交通規制による快適な利用を推進(「尾瀬自動車利用適正化連絡協 議会」 | 継続実施 | ■利用促進目標の設定 |
| | | 特定の季節、 | 関係県 | (群馬県)鳩侍岭入山口の一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用を促進するため、「尾瀬らしい自動車利用社会実験(を実施(H23~H25) ・尾瀬入山口交通環境整備事業の実施(H26) | H23~H <mark>26</mark> | | 関係県 | (群馬県) ・大清水 ― ノ瀬間で地元交通事業者による低公害事を営業連行開始。(H27〜) ・東京パワーテクノロジー(株)が実施する嫡待峠駐車場環境整備にご | H26~H27 | 利用の数値目標を設定する。 中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法 を提案し、中心部への利用集中を解 |
| 適正利用の 推進 | 快適利用の 促進 | 特定の入山口に 集中する傾向が ある利用を分散 させ、快適な尾 瀬利用を促進す | | (新潟県) ・新潟県側からの入山を促進するためのPR活動、旅行エージェンシーへの要請活動を実施 | H25~H26 | ·尾瀬自動車利用 適正化連絡協議 会(福島県·檜枝 | 絡協議 | し、補助・ ・旧道(会津:沼田街道)の整備解放 (新潟県)・関西でプロモーション活動を実施。 県親光協会・大阪親光センター・魚沼市親光協会等と連携し、実施。 | H25~ | 消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対 |
| | | న | | (檜枝岐村) -「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を推進 | | 岐村) ・片品村尾瀬交通 | | | | 応など、適正利用の推進に寄与して きたが、今後も尾瀬の自然環境を維 |
| | | | | (片品村) 「片品村用識交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、交通規制による人山口の分散化、快適な利用を推進 尾瀬交通システム検討会を開催し、群馬県側登山口の利用分散を検討 | | 対策連絡協議会 (片品村) ・尾瀬交通システ ム検討委員会(片 品村) | | (片品村) - 「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、交通規制による入山口の分散化、快適な利用を推進 | 継続実施 | 持しつつ利用の分散化を図るなど、 適正利用の推進のために実施すべ きことを検討する。 |
| | | | 関係市町村 | (魚沼市) | | - | 関係市町村 | (魚沼市) ・新潟県側からの入山を促進するためPR活動の実施 | 毎年度 | |
| | | | | ・新潟県側からの入山を促進するためのPR活動を実施 (商金津町) ・田代山南駅山の入山を促進するためのシャトルパス・タクシーの運行 ・田代山頂トイレの管理受託(H25~) | 毎年(6月~10月) | | | ・田代山帝釈山の入山を促進するためのPR活動を実施・田代山帝釈山の入山を促進するためのPR活動を実施・田代山帝釈山の入山を促進するためのシャトルタウシー運行 | 毎年 (6月~10月) | |
| | | | 山小屋筆車業表 | (山小屋) ・土日と平日の料金格差の設定により、平日利用の促進のための対策を実施・尾瀬交通システム検討会を開催し、群馬県側登山口の利用分散を検討 | | | | | | |
| | | | 四小庄守带来自 | (東京パワーテクノロジー(株)) ・ 駐車場利用の料金格差の設定による、入山口の分散化対策を実施 (交通事業者) ・ 乗り入れ規制の遵守 | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | (東京電力) ・様々な機会や媒体を通して、群馬・福島・新潟の入山口の利用勧奨を実施 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) -これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 | |
| | | | 地域住民 | | | | | | | |
| | | | 公園利用者 | - 利用分散に協力 | | | | | | |
| | | | NGO/NPO 研究者 | ・ヘルスツーリズムに関する調査研究 | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | The second of the deposits response | | | | | | |

| em ax | 必要となる具 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|-------------|------------------------------|--|------------------|--|-------------------|---------------------|----------------|---|----------------------|--|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・尾瀬沼VC運営業務の中で、情報収集、情報提供及び提供方法の検討を実施・利用適正化事業により、旅行業者に対し適正利用の推進に向けた働きかけを実施 | H20 | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 環境省 | ・尾瀬沼VC運営業務の中で、情報収集、情報提供及び提供方法の検討を実施 | 継続実施 | |
| | | | | - 尾瀬国立公園のウェブサイトを運営 ・ 利用者アンケート等により、効果的な情報発信のあり方を検討 | H23·H24 | | | ・尾瀬国立公園のウェブサイトを運営 (森林管理署) | 継続実施 | |
| | | | その他国 | (森林管理署) ・グリーン・サポート・スタッフによりマナー啓発等のチラシ・しおりを配布 | | | その他国 | ・グリーン・サポート・スタッフによりマナー啓発等のチラシ・しおり を配布 | 継続実施 | |
| | | | | - HPIこよる情報提供、海外からの旅行者増加に対応するため、英語版、韓国語版、中国語版HPとパンフを作成 | H21~22 | | | ・HPによる情報提供、海外からの旅行者増加に対応するため、英語版、韓国語版、中国語版Hpの掲載とパンフを配布 | 継続実施 | |
| | | | | - 山の鼻VCによ-SAT導入、ブログ、ライブカメラなどで最新情報を現地から直接発信 ・携帯サイトを立ち上げて入山直前の利用者に対して、緊急情報などを発信 | H21~22 H21~ | | | ・現地からライブカメラ、プログによる最新情報を継続して発信 ・携帯サイトによる情報発信 | 継続実施 継続実施 | |
| | | | | - 尾瀬学校、その他首都圏の学校の入山予定もHPで掲載 - イベントやVC等でパンフレット類を配布 | H20∼ H8∼ | | | ・シーズン中全体の入山予定及び日々更新される「今朝の尾瀬山 /鼻」に掲載する ・現地VCのほか尾瀬に関連するイベント等にてパンフレットを配布 | 継続実施継続実施 | |
| | | | | ・山小屋、観光協会、登山用品店等へメールを使った現地情報の配信 | H18~ | | | ・旅行事業者、出版事業者等へも、随時現地情報を提供し、提供先の HP等へ掲載を依頼するなど、幅広い情報提供を行う。 | 継続実施 | |
| | | | 尾瀬保護財団 | - 尾瀬ガイダンスを毎年開催、旅行会社に適正利用呼びかけ | н8∼ | | 尾瀬保護財団 | ・地元自治体やガイド団体等と協力して、現地でのガイダンスを主体として、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。 | 継続実施 | |
| | | | | - 尾瀬ボランティアによる入山口等での情報提供 - 職員が出張レクチャーを実施 - 尾瀬関連雑誌への寄稿 | H8∼ H8∼ H8∼ | | | ・尾瀬ボランティア等による入山口等での情報提供の継続 ・学校等にて出張レクチャーを実施 ・尾瀬関連の雑誌やウェブ掲載内容についての助言等も行う | 継続実施 継続実施 継続実施 | |
| | | | | ・ 格技岐事祭所(シーズン中のみ)を設置し、拡張地域の情報収集体制の強化、現地から直接情報を発信 | H22~ | | | ・檜枝岐事務所を活用して、拡張地域を含めた現地情報を発信 | 継続実施予定 | |
| | | | | ・尾瀬ブナの森ミュージアムの運営受託 ・twitterによる情報発信 | H23∼ H23∼ | | | ・檜枝岐村から尾瀬ブナの森ミュージアムの運営を受託 ・現地の最新情報の他、尾瀬に関する情報をtwitter及びfacebook にて発信 | 継続実施予定 継続実施 | ■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 |
| | | | | ・HPのリニューアルを開始 外国人旅行者受入れの課題を抽出するための調査を実施 | H26∼ H26 | | | ・HPの利便性向上のためのリニューアルの実施 | H26~ <mark>27</mark> | ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方 |
| 適正利用の 推進 | 情報提供のあり方の検討 | 尾瀬の適正利 用を図るために 効果的な情報 提供のあり方を | 関係県 | - 尾瀬に関するHPを連営 - 新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報 | | | 關係県 | (要望:福島県から) 尾瀬の各地域の放射線情報を、財団が一元化して発信する(情報 源組織は、それぞれが公表するとともに、財団に即時情報提供する)。 | 当面の間 | 法を提案し、中心部への利用集中 を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対 |
| | | 検討する | DEL DIC PR | (群馬県) ・山の鼻VC管理事業を尾瀬保護財団へ委託し、適正利用の促進に向けた情報提供 を実施 | ~H26 | | (英) 0.0 元 | (群馬県) ・山の鼻VC管理事業を尾瀬保護財団へ委託し、適正利用の促進 に向けた情報提供を実施 | 継続実施 | する自然解説、マナー啓発、傷病対 応など、適正利用の推進に寄与して きたが、今後も尾瀬の自然環境を 維持しつつ利用の分散化を図るな |
| | | | | (檜枝岐村) -御池における情報提供の必要性の検討・ボランティアによる情報提供の実施 | | | | (檜枝岐村) ・御池における情報提供の必要性の検討・ボランティアによる情報 提供の実施 | 継続実施 | ど、適正利用の推進のために実施 すべきことを検討する。 |
| | | | 関係市町村 | (南会津町) - <mark>猿倉登山口</mark> における情報提供の実施 - 観光物産協会におけるHP等での情報提供・情報誌等の配布 | 毎年(6月~10月) | | 関係市町村 ・観光協会 | (南会津町) ・ <mark>猿倉登山口における情報提供の実施</mark> ・観光 <mark>物産</mark> 協会におけるHP等での情報提供・情報誌等の配布 | 通年(6月~10 月) | |
| | | | | (全関係自治体) ・親だ協会の運営 ・現状協会の運営 ・民職に関するIPを運営 ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報 | | - | "就儿師女 | (片品村) ・観光協会におけるHP等での情報提供 ・風地に関するHPを運営し尾瀬についての情報発信を行う ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報を実施し情報発信 | 継続実施 | |
| | | | 山小屋等 事業者 | (東京パワーテクパロジー(株)) - 尾瀬川 関する中を遺営 ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報 - 戸査 支社内や大満水体憩所内に尾瀬に関する展示スペースを設置 | | | | を行う。 | | |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) - H26年度に自社HP内フェイスブックで尾瀬関連情報掲載 - 震災以降間鎖していた自社HP内「尾瀬からの招待杖」をリュューアルし掲載 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) -「尾瀬入山にあたって」のパンフレットを活用した啓発を行う。 | | |
| | | | | (三井物産) - HPによる広報 H21 田代山FSC森林認証の取得(生物多様性保護林の特別保護 林としての位置付け) | | | | (三井物産) すべての三井物産の森でFSC認証を継続取得しているが、田代 山林は生物多様性保護林の特別保護林としてのこれまでの取組 を継続する。 | | |
| | | | | ・個人が設置したHPやプログを通じた尾瀬情報の発信 | | | | | | |
| | | | 公園利用者 NGO/NPO | ・個人が設置したHPやブログを通じた尾瀬情報の発信 | - | | | | | |
| | | | 研究者 | | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | ・ボランティア活動を通じて、自然解説活動等を通じた情報提供に協力 | 1 | | | | | |

| -m ox | 必要となる具 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | Ą | 中長期的(概ね10年以内) |
|-------------|------------------------------|---|------------------|---|------------------------------|--|--------|--|--------|--|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | - 公園計画における規制計画の設定 ・管理計画の改訂作業 - 利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施 | H20~H24 H20·H21 | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 環境省 | 関係者間の合意や社会情勢の変等の必要に応じ、公園計画、管理計画等の見直しを行う | 随時 | |
| | | | その他国 | - 利用適正事業により、大清水地区の魅力発掘調査を実施し、大清水地区の新たな利 用方法について検討 (関東森林管理局) - 森林生態系保護地域内の「保存地区」「保全利用地区」の設定 (農林水産省) | H21~H23 | | | | | |
| | | 拡張エリアも | | ・森林法に基づ〈保安林の指定 ・環境名より、利用適正化推進事業を受託し、尾瀬/原・尾瀬沼の利用集中にともなう ・野調査を実施。 ・同事業を受託し、大清水地区の資源調査を実施。その結果について地元関係者への報告会・現地見学会(WS)を開催。大清水地区の魅力を紹介するマップを作成し、配布 | H20~21 | •尾瀬国立公園協 | | ・適正な利用推進に向けた取り組みを実施する。 | 継続実施 | |
| | エリアごとの | かなまりりも 含めた新しい尾 瀬地域において は、積極的に利 用するエリア、 利用を厳しく制 | 尾瀬保護財団 | した ・尾瀬を知るフィールド講座を開催。講義だけではなく、実際に体験してもらうことにより、適正な利用について周知を図った。(H25 尾瀬を知るための現地講座に名称変更) | H22~25 | 議会(環境省) | 尾瀬保護財団 | ・尾瀬に興味を持ってもらう内容を検討のうえ、尾瀬の適正な利用方法について周知を図る。 | 継続実施 | |
| | 利用方法の 検討 | 限し生態系を守るエリアなど、自然の状況に応じたエリアごとの | 関係県 | (群馬県) - 鳥獣保護区の指定 (新潟県-福島県) - 鳥獣保護区特別保護地区の再指定 | S56 (福島県) H23 | - | 関係県 | (新潟県) H25再指定 | | |
| | | 利用方法を検討する | 関係市町村 | (片品村) - 富士見峠間を利用した身障者等限定自然観察会の実施 | | 富士見下~冨士見峠間 の身体障がい者等の利 用のあり方検討委員会 | 関係市町村 | (片品村) ・富士見下~富士見峠間を利用した身陣者等限定自然観察会 の実施 | 継続実施予定 | |
| | | | 山小屋等事業者 | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | 00天施 | | ■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・車いすの方も通れるワイド木道の設置 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 | ■中心部の過剰利用解消尾瀬地域における多様な利用方 |
| | | | 地域住民 | | | | | | | 法を提案し、中心部への利用集中 を解消する。 |
| 適正利用の 推進 | | | 公園利用者 NGO/NPO | | | | | | | ■山小屋のあり方の検討 |
| 7E-XE | | | 研究者 | | | | | | | これまで各山小屋は、入山者に対 する自然解説、マナー啓発、傷病対 |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | 応など、適正利用の推進に寄与して きたが、今後も尾瀬の自然環境を |
| | | | 環境省 | ・利用適正化事業として、望ましい交通体系やアプローチ方法についての検討 ・尾瀬国立公園協議会で、当該項目の取組方針を作成 ・「尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会」の設置 ・交通体系に関する別者の実施 | H19 H21 H21 H22~H24 | •尾瀬国立公園協議会(環境省) | | | | 維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。 |
| | | | その他国 | | | | | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | - 環境省より利用適正化事業を受託し、望ましい交通体系やアプローチ方法について、 アンケート調査や関係者へのヒヤリングを実施。その他、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中 にともなう影響調査も実施(H20~H21)。 | H20~H21 | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | | | | |
| | 尾瀬入山ま | 尾瀬の適正利 用を推進するた めに望ましい交 | | (福島県) - 「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討 | ~H26 | ·福島県尾瀬自動 車利用適正化連 絡協議会(檜枝岐 村) | | (福島県) - 「福島県尾瀬自勤車利用適正化連絡協議会」において、 望ましい交通体系を検討 | 継続実施 | |
| | でのアプロー チの検討 | 通体系・アプローチを検討する | 関係県 | (群馬県) - 尾滅らしい自動車利用社会実験の実施(H23~H25) - 尾滅入山口交通環境整備の実施(H26) | H23~H <mark>26</mark> | | 関係県 | (群馬県) ・ 大清水 ~ 一瀬間で地元交通事業者による低公害車を営業運行開始。(H27~) ・ 東京パワーテクロジー(株が実施する鳩待峠駐車場環境整備に対し、補助) ・ 旧道(会津:沼田街道)の整備解放 | H27∼ | |
| | | | | (新潟県) ・「 <mark>湯・谷黒県県</mark> ・尾瀬ルート活性化委員会」に参画し、「魚沼から行く尾瀬ルート」の利 用拡大を推進。 ・ 道路改良等を通じた利使性の向上、新潟・福島豪雨による被災施設の早期復旧な どに散り組む。(ゼ2~) | | | | (新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。 | 継続実施 | |
| | | | | (県警) ・マイカー規制協議会の方針に基づき、道路交通法に基づく交通規制を実施 (道路管理者) ・マイカー規制協議会の方針に基づき、道路管理を実施 | | | | | | |

| AD 87 | 必要となる具化 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|-------------|------------------------------|-----------------------------|--------------|---|------------|---|-------|--|---------------------------|--|
| | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | | (檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討 (片品村) ・「尾瀬交通システム検討会」を設置し、、群馬県側登山口の利用分散を検討 ・大清水口、富士見下口、鳩待峠口の分岐点(戸倉地内)に駐車場を設置。駐車台数 | | | | (権技岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ま しい交通体系を検討 | 継続実施 | |
| | | | 関係市町村 | 289合 H19年度より供用開始。 (魚沼市) 「 <mark>温之谷温泉場</mark> ・尾瀬ルート活性化委員会に尾瀬ルート検証部会を設置」し、利用 の少ない奥只見ルートの利用を推進 | | ・片品村尾瀬交通 対策連絡協議会 (片品村) ・尾瀬交通システ ム検討会(片品 村) | 関係市町村 | (魚沼市) ・「湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会に尾瀬ルート検証部会を設置」し、利用の少ない奥只見ルートの利用を推進 | 継続実施 | |
| | | | | (魚沼市観光協会) ・臭只見郷ネイチャーガイドによる尾瀬・奥只見ルートの利用促進 (南会津町) ・嬢章舎山口までのシャトルパス・タクシーの運行 | 毎年(6月~10月) | ・湯之谷温泉郷・ 尾瀬ルート活性 化委員会(魚沼 市) | | (南会津町) ・ <mark>境倉登山口</mark> までのシャトルタクシーの運行 | | |
| | 尾瀬入山ま でのアプロー | 尾瀬の適正利 用を推進するために望ましい交 | | (会連バス) | | | | | 毎年 (6月~10月) | |
| = | チの検討 | 通体系・アプローチを検討する | 山小屋等事業者 | ・利用者の少ない臭只見ルートのバス運行 (尾瀬林業) ・場待峠〜大清水間の送迎バスを運行 | | | | | | |
| | | | | (関核変通) ・利用者の少ない富士見下ロへのバス運行 (奥只見観光)・・新潟県 ・美只見ルート活性化のための早朝使の運航 | | | | | | ■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方 |
| 適正利用の 推進 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所)・適正な入山口のあり方に向けて、鳩待峠第一駐車場廃止、鳩待峠第一駐車場施工事へ土地所有者として協力 | H25年度下期~ | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・具体的工事実施に向けて協力 | H27年 | 法を提案し、中心部への利用集中 を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 |
| 在進 | | | 地域住民 | (魚沼市) ・地元から見た望ましい交通体型、アブローチについて検討 | | ・尾瀬ルート検証 部会(魚沼市) | 地域住民 | (魚沼市) ・地元から見た望ましい、交通体系、アプローチについて検討 | 毎年度 | これまで各山小屋は、入山者に対 する自然解説、マナー啓発、傷病対 応など、適正利用の推進に寄与して |
| | | | 公園利用者 | ・シャトルバス等の利用 | | | | | | きたが、今後も尾瀬の自然環境を 維持しつつ利用の分散化を図るな ど、適正利用の推進のために実施 |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | すべきことを検討する。 |
| | | | 研究者 | | | | | | | - |
| - | | | 国民·企業 環境省 | | | | 環境省 | ・交通体系に関する調査の実施 | H25 | - |
| | | | 環境有 その他国 | | | | 株/元百 | ス 世 作 小 に 対 す | 1123 | - |
| | | | 尾瀬保護財団 | | | | | | | 1 |
| | | | 関係県 | | | | | | | |
| | 現在の対策 | 現在実施され ている適正利用 推進のための | 関係市町村 | (南会津町) ・入山者カウンターによる入山者総数の把握・関係機関との連絡調整 | 毎年(5月~10月) | | 関係市町村 | (南会津町) ・入山者カウンターによる入山者総数の把握・関係機関との連 絡調整 | 毎年 (5月~10月) | |
| | の効果検証 | 施策の効果を | 山小屋等事業者 | | | | | | | |
| | | 検証する。 | 土地所有者 | | | | | | | |
| | | | 地域住民 | | | | | | | |
| | | | 公園利用者 | | | | | | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | |
| | | | 研究者 | | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | | | | | | - | |

| AM PT | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事事 | 頁 | 中長期的(概ね10年以内) | | | |
|-------|---------------------------------|---------------------|---|--|---------|---------------------------|---------------------------|--|-----------------|----------------------------|-------|---|----------------------|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 | | | |
| | | | | ・尾瀬沼VCの効果的な活用方法について検討 | ~H24 | | | | | | | | |
| | | | | ・利用情報提供施設の配置に関する調査検討を実施 | H18 | | | ・尾瀬地域全体の各種課題に対応するため、尾瀬沼VCを 効果的に活用する方法を検討 | 随時 | | | | |
| | | | 環境省 | ・利用情報提供施設基本計画策定調査を実施して、VCの現状評価と今後のあり方 の検討を実施(H17) | H17 | | 環境省 | | | | | | |
| | | | | ・尾瀬沼集団施設地区再整備について検討 | H25~ | | | ・尾瀬沼集団施設地区再整備について検討・実施 | 継続実施 | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・環境省・群馬県より尾瀬沼・山の鼻VC運営業務を受託し、工夫を凝らした展示や企画、管理運営を実施(尾瀬沼VCはH8~H25) | н8∼ | | 尾瀬保護財団 | ・VC運営業務を受託したうえで、工夫を凝らした展示や企画、管理 運営を継続実施 | 継続実施(予定) | | | | |
| | | | | ・尾瀬内での自然・利用情報の提供施設として、効果的な情報提供を実施 | H8~ | | | ・尾瀬内での自然・利用情報の提供施設として、効果的な情報提供を継続実施 | 継続実施 | | | | |
| | | ビジターセン | 関係県 | (群馬県) ・山の鼻ビジターセンター横に、屋外環境学習用デッキを整備(H23) | ~H24 | | 群馬県 | (群馬県) ・山の鼻ビジターセンターの展示内容を検討し、更新・充実 | 継続実施 | | | | |
| | | ターの設置場 所、展示内容、 | | ・山の鼻ビジターセンターの、展示内容(剥製等)を更新(H24) | | | | | | _ | | | |
| | ターのおりす | スタッフ等、その 機能が最も効果 | | (片品村) 尾瀬ぶらり館開館(H21年4月) | | | | | | | | | |
| | の検討 | | 関係市町村 | | | | 関係市町村 | (檜枝岐村) | | | | | |
| | ついて検討す — る。 山 | | (尾瀬沼地区運営協議会) | | | | ・尾瀬ブナの森ミュージアムを運営 | | | | | | |
| | | | ・尾瀬沼VCの運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 (尾瀬沼VCの運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 (尾瀬見晴地区運営協議会) | | | | | | | | | | |
| | | 山小屋等事業者 | ・見晴休憩所の運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 | | | | | | | | | | |
| | | | (東京パワーテクノロジー(株)) ・大清水休憩所内に展示スペースを設置 | | | | | | ■環境に調和した施設整備のあり | | | | |
| | | | | | | - | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・尾瀬ぶらり館の遺宮協力 ・尾瀬戸倉教室に「尾瀬ネイチャーセンター」新名称設定、建物に看板、横断幕設置 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 |
| 施設整備 | | | | | | 地域住民 | | | | | | | - ■環境配慮や適正利用に役立つ最 |
| | | | 公園利用者 NGO/NPO | | | | | | | 新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最 | | | |
| | | | 研究者 | | | | | | | 新技術を尾瀬での施設整備にいか | | | |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | に導入していくかについて検討す る。 | | | |
| | | | | ・尾瀬内の誘導標識について仕様標準化の検討会を開催 | H21,H22 | 国立公園施設の | | ・必要に応じ、直轄区間の標識を整備 | 随時 | | | | |
| | | | 環境省 | ・見晴園地再整備計画「標識及びトイレの改善計画」を作成 | H22 | 仕様標準化検討 会(環境省) | 環境省 | | | | | | |
| | | | | ・利用適正化事業で、尾瀬国立公園内のサイン統一化や効果的な活用方法を検討 | H22 | | | | | | | | |
| | | | その他国 | ・環境省より、利用適正化推進事業を受託し、既存標識やパンフレット類の効果的な | | | | | | - | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | 活用方法を検討(H22) (群馬県) | H22 | | | | | _ | | | |
| | | 関係県 | ・仕様標準化を踏まえるとともに、統一ロゴマークを配置した総合案内標識等を整備 (H20) | H20 | | | | | | | | | |
| | | 新しい国立公園 | | (新潟県) ・新潟県側ルート(国道352号)に「尾瀬○○km」の道標及び案内標識の設置 | | | | | | | | | |
| | サイン計画 にふさわしいサ イン計画を実施 する。 | 関係市町村 | (南会津町) ・関係機関と国・県・町道等への尾瀬国立公園表示協議 | | | 関係市町村 | (南会津町) ・田代山帝釈山登山道の道標整備 | H27 | | | | | |
| | | 山小屋等事業者 | | | | | | | | | | | |
| | | 土地所有者 | | | | | | | | | | | |
| | | 地域住民 | | | | | | | | | | | |
| | | | 公園利用者 | | | | | | | | | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | | | | |
| | | 研究者 | | | | | | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | | | | |

| | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|------|------------------------------|----------------------------------|-------------|--|----------|-----------------------------------|---------------|--|----------|--|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・尾瀬国立公園の公園計画を策定 | H19 | | 環境省 | 公園計画を運用し事業決定等を行う。 | 適時 | |
| | | | | ・鳩侍峠駐車場を公園事業に決定。 | H26 | | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・環境省より利用適正化事業を受託し、望ましい交通体系やアプローチ方法について、アンケート調査や関係者へのヒアリングを実施(H19) | H19 | | | | | |
| | | | | / 1 節の点 い向いに ペンテアアア と 天命にいい (福島県) - 福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会を開催し、沼山口、御池口のあり方について検討 | ~H26 | ·福島県尾瀬自動 車利用適正化連 絡協議会(福島 | | (福島県) ・必要に応じて沼山口、御池口のあり方について検討(福島県尾 | 継続実施 | |
| | | | | ・御池パスターミナルの整備 | H18 | 県) | | 瀬自動車利用適正化連絡協議会) | | |
| | | | 関係県 | (群馬県) - 尾瀬らい自動車利用社会実験の実施(H23~H25) - 尾瀬入山口交通環境整備の実施(H26) | H23~H26 | | 関係県 | (群馬県) ・大清水~一ノ瀬間で地元交通事業者による低公害車を営業運行開始。(H27~)・東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待 | H26~H27 | |
| | | | | (新潟県) ・新尾瀬口船若場にバス停車場(2台分)を設置(H24) | H24 | | | ・旧 道(会津:沼田街道)の整備解放 | | |
| | | | | ・魚沼から行く尾瀬ルート(国道352号)の「洗い越し」の解消(H22、H24) | H22. 24 | | | | | |
| | | | | (檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、沼山口、御池口のあり方について 検討を実施 | | | | (檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、沼山口、御池口のあり方について検討を実施 | 継続実施 | |
| | | | | ・尾瀬御池地区の保全と賢明な利用のための検討会を設置し、御池地区の利用のあり方について検討を実施 | | - ・尾瀬御池地区の | | | | |
| | | 鳩待峠など尾 瀬の主要な入山 口について、国 | | (片品村) - 「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通ンステム検討委員会」を設置し、入山口のあり方について検討を実施(片品村) | | 保全と賢明な利用 のための検討会 (檜枝岐村) | | | | ■環境に調和した施設整備のあり方 の検討 木道や観察テラスなど、環境特性 に適合した施設整備のあり方につい |
| | 入山口の整 | 立公園の玄関に | 88 /F M 1.1 | ・片品村戸倉地内に駐車場設置 A=8,000㎡、駐車台数289台、待合所70㎡ | | ·片品村尾瀨交通 対策連絡協議会 | 88 (T-1- m-1) | | | て検討する。 |
| 施設整備 | 備 | に整備するため、車道、駐車 場、ビジターセンター等のあり方 | 関係市町村 | (南会津町) ・町協議会において田代山・帝釈山を対象とした『環境学習施設』と、猿倉登山口の駐車場等 整備方針を検討し、具体化する。(H20~) | | (片品村) ・尾瀬交通システム検討委員会(片品村) | 関係市町村 | | | ■環境配慮や適正利用に役立つ最 新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最 |
| | | を検討する | | (魚沼市) ・地元から見た望ましい交通体系、アプローチについて検討 | | -・湯之谷温泉郷・ 尾瀬ルート活性化 委員会(魚沼市) | | (魚沼市) ・新潟県から入る魚沼ルートの交通体系、アプローチについて検討 | | 新技術を尾瀬での施設整備にいか に導入していくかについて検討する。 |
| | | | | ・小沢平登山口へのパイオトイレの設置 | | | | ・遊覧船運航に伴う連絡路の安全対策を行う | | |
| | | | | (新潟県・魚沼市) ・遊覧船の尾瀬口船着き場の手すり設置 | | | | | | |
| | | | 山小屋等事業者 | | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテク/ロジー(株)尾瀬林栗事栗所) ・適正な入山口のあり方に向けて、鳩待峠第一駐車場廃止、鳩待峠第二駐車場拡幅工事へ 土地所有者として協力 | H25年度下期~ | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・具体的工事実施に向けて協力 | H26~H27年 | |
| | | | | ・鳩待峠入山口にFSC国際森林認証の看板を設置(木道の一部にFSC森林認証材を使用) ・リーフレットの配布 | | | | ・リーフレットの配布 | | |
| | | | | (片品村) ・片品村戸倉区 駐車場管理運営(H19より供用開始) | | | | | | |
| | | | 地域住民 | (湯之谷温泉郷 尾瀬ルート活性化委員会) ・小沢平入口の駐車場、一部登山口の整備 | | 湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会 | 地域住民 | (湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会) ・小沢平入口駐車場、一部登山口の整備 | 毎年度 | |
| | | | 公園利用者 | | | | | | | 1 |
| | | | NGO/NPO | | | | | | |] |
| | | | 研究者 | | | | | | | _ |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | |

| -m nx | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|---------------|------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|--|---------------------------------|--------------------|--------|--|-------------------------|---|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトへの協力(H19) (森林管理署) ・名庁連携体験活動ホットワーク推進プロジェクトへの参加(H19) ・地元・学校の尾瀬学宮への協力(マトセ3) ・地元高校への森林敷室として、環境省、司等と連携し、田代山登山、歩道修繕作業を実施 ・地元高校への森林敷室として、環境省、司等と連携し、展報召歩道修繕作業を実施 | H19 ~H24 H25 H26 | | | | | |
| | | | | (文化庁) ・名庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトの尾瀬保護財団への委託(H19) ・子どもお対象とした体験学習について積極的に協力、実施 ・学校等へ調節を派遣し、尾瀬に関する譲渡の実施 ・名庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトの尾瀬をフィールドにしたプログラム実施 | | | | ・現地における団体レクチャーの実施。 ・学校等へ講師を派遣し、尾瀬に関する講演の実施 | 継続実施 継続実施 | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・群馬県からの委託により、山の島VCに環境教育推進員を配置し、環境学習プログラムの策定等を実施(19-20) ・精馬県からの委託により、山の島VCに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象に環境学習ミニガイドツアーを実施(402~) ・群馬県が実施する尾瀬学校のガイドに「尾瀬自然解説ガイト」(尾瀬ボランティア母体)を派遣(420~) | H19~H20 H20~ H20~ | | 尾瀬保護財団 | | | |
| | | | | ・尾瀬の隠された魅力、新たな利用方法を利用者に発見してもらうために、「尾瀬を知る」フィール ド講座を開催(H22~)、「尾瀬を知るための現地講座」として実施(H25~) (福島県) | H22~ | | | ・地元団体と協力しながら、地域力の育成を推進 (福島県) | 継続実施予定 | |
| | | | | ・ふくしま子ども自然環境学習推進事業を実施 展議子どもサミットの開催 環境教育指揮者育成のための研修会を展議で開催 ・ちびっ子自然保護レンジャー活動を尾滅で開催 | H23~26 ~H26 H20~22 H22 | ·尾瀬環境学種推進協議会(檜枝岐村) | | - ふくしま子ども自然環境学習推進事業を実施 - 尾瀬子どもサミットの開催 - 「おいてよ! 南会津。」自然環境学びの首都づくり事業を実施 | 継続実施 継続実施 H26~H28 | |
| | | | | (新馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を平成20 年度から実施。 ・尾瀬子どもサミットの開催 | H20~26 ~H26 | | | (群馬県) - 辞馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ.ガイドを伴った環境 学習を行う「尾瀬学校」を実施。 - 尾瀬子どもサミットの開催 | 継続実施継続実施 | |
| | | | 関係県 | ・子ども向け冊子「尾瀬ミーブック」を作成・配布 ・移動尾瀬自然教室の開催 | ~H26 ~H26 | | 関係県 | ・子ども向け冊子「尾瀬ミニブック」を作成・配布 ・移動尾瀬自然教室の開催 | 継続実施 継続実施 | |
| 環境教育とエ | 未来を担う | 未来を担う子供たちの環境教 | | ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCに環境教育推進員を配置し、環境学習プログラムの策 定等を実施 ・原瀬保護財団への委託により山の鼻VCに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象とした 環境学習ミニガイドツアーを実施 | H19~20 ~H26 | | | ー ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象とした環境学習ミガイドツアーを実施 | 維続実施 | ■尾瀬で学ぶ機会の創出 子どもだけでなく、あらゆる世代 が、尾瀬をフィールドとして環境につ いて学ぶ機会を積極的に創出す |
| コツーリズム の推進 | 子供達の受け入れ | 育が更に尾瀬 で行われるよう 積極的に働きか けていく | | (新潟県) 尼黒子どもサミットの開催 - 「魚混から行く尾瀬」環境学習プログラムを作成(H21)。教育関係者対象研修ツアーを実施 (H22)、「角沼から行く尾瀬」環境学習プログラムバイロット事業を実施し、県内小学校(6校、373 名)が尾瀬での自然体装学習を行う(H22)、「魚沼から行く尾瀬」環境推進事業を実施し、県内の小学校(4校、29名)が尾瀬での自然体装学習を行う(H24)。 | | | | (新潟県) -これまでの取り組みを継続する。 | | る。 ■地域の持続的振興 地域の持続的振興を図るため、周 辺地域の多様な資源を活用したエ コツーリズムを実施する。 |
| | | | | (片品村) 片品村内・小中学生の尾瀬学習実施 | | | | (片品村) 片品村内・小中学生の尾瀬学習実施 | | |
| | | | | (魚沼市) ・市内小学5年生全員が尾瀬学習実施 ・鬼沼市の安好都市である文京区の全小学校(20校)の6年生が尾瀬環境学習を実施(H25~) | | | | (魚沼市) -市內全校小学5年生を対象に尾瀬環境学習実施 -東京都文京区全校6年生を対象に尾瀬環境学習実施 -新潟県内、小中学生の尾瀬学習実施 | | |
| | | | 関係市町村 | (南会津町) ・子ども造の環境学習と地域間・世代間交流を基本とした受入れを具体化する(H20~) ・町内小学3・4年生の田代山登山の実施 ・田代山環境ニーテング | 隔年 H21~H23 | | 関係市町村 | (南会津町) -町内小・中学生、親子等の田代山舎駅山登山の実施 | H27~ | |
| | | | | (檜枝岐村) - 全国の小・中学生及び公民館行事等で子どもたちが尾瀬環境学習事業の実施について推進・ 支援 | | | | (檜枝岐村) ・全国の小・中学生及び公民館行事等で子どもたちが尾瀬環境 学習事業の実施について推進・支援 | | |
| | | | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) - 山小屋での自然解説の実施 | | | | | | |
| | | | | (東京電力・東京パワーテク/ロジー(株)尾瀬林本事業所) 現地での自然解説、学故等への出前授業を実施 ・グリーンボランティア(ご言語い)を実施 ・「森のともだち」(図書)を発用 | | | | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) -これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 | |
| | | | 土地所有者 | (三共物産) 1402 東京都干代田区の小学生の森林環境プログラムを実施 1424 南会津みどりの東北元気キャンプ(2泊3日、田代山登山を含む)2回開催 124年に2回、125年に1回開催 ・環境場前時実活で田代山林を紹介。 | H20~ | | 土地所有者 | (三井物産) - 南金井みどりの東北元気キャンプを継続開催 - 環境出前授業にて、継続して田代山林を紹介 | | |
| | | | 地域住民公園利用者 | - 本の企用的IX来により日本で表別。 | | | ガイド協会 | | | 1 |
| | | | 公園利用者 NGO/NPO 研究者 | | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | (星組) 尾瀬子どもサミットへの協力 | | | | | | 1 |

| Ser. | 必要となる具体 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事 | 項 | 中長期的(概ね10年以内) |
|---------------------|------------------------------|---|------------------|---|-----------------|--|-----------|--|--------------|---|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | | | | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | - |
| | | 優れた資質を 持ったガイドを | 尾瀬保護財団 | ・認定ガイド研究会を開催、認定ガイドについて検討(H19まで) ・入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会 を設立、(H20.5) 事務局運営を受託。平成21年度から尾瀬自然ガイドを認定。平成22 年度から「尾瀬豊山ガイドを認定 | | ・尾瀬ガイド協会 (事務局運営受 託) | 尾瀬保護財団 | ・尾瀬ガイド協会から事務局運営業務を受託。尾瀬自然ガイド及び登山ガイド試験、更新講習等、エコツーリズム推進のためのガイド利用のPRを実施する。 | 継続実施予定 | |
| 環境教育とエ | | 養成するため、 ガイドの資格認 定(登録)制度 | 関係県 | (福島県) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。 | ~H26 | | 関係県 | (福島県) ・尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。 | 継続実施 | |
| 環境教育とエコツーリズム の推進 | 初中(為43) | を創設し、尾瀬 での環境教育 | 関係市町村 | (魚沼市・片品村・檜枝岐村・南会津町) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。 | | | 関係市町村 | (南会津町) 尾瀬ガイド協会との連携強化、地元ガイドの育成促進。 | | |
| 07 IE/E | IP1/X V / ATEX | やエコツーリズ ムが効果的に 行われるような | 山小屋等事業者 土地所有者 | | | | | | | |
| | | 体制を整備する。 | 地域住民 | (尾瀬ガイド協会) 入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を 設立。平成21年度から尾瀬自然ガイド、H22年度から登山ガイドを認定 | | ・尾瀬ガイド協会 | | | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | |
| | | | 研究者 | | | | | | | |
| - | | | 国民·企業 | | 100.00 | | | Barrie Bart Sorra attach | 100 mak | |
| | | | 環境省 | ・尾瀬沼VC、見晴休憩所等の施設の一定の利用を供与 ・利用適正化事業により、旅行業者に対し、ガイド利用の促進の働きかけを実施 (H20)。 ・会津勢ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針の検討の中で、ガイドの活用・ | 適時 H2O | | 環境省 | ・尾瀬沼VC、見晴休憩所等の施設の一定の利用を供与 | 適時 | |
| | | | | 求められる役割・育成などについて整理。 | H20 | | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・ガイド利用の魅力、有用性と利用啓発のため、尾瀬自然解説ガイド活動を実施 ・ガイド技術の向上を図るため、技術研修会を実施 ・ガイドネットワークに属しているガイド団体間の情報共有、及び技術向上を図る | | ・尾瀬ガイドネット ワーク(H15~23) | 尾瀬保護財団 | ・ガイド利用の魅力、有用性と利用啓発のため、尾瀬自然解説ガイド活動を実施(活動の活性化を図る) ・尾瀬認定ガイド制度の普及、充実を図る。 | 継続実施 継続実施 | ■尾瀬で学ぶ機会の創出 子どもだけでなく、あらゆる世代 が、尾瀬をフィールドとして環境につ いて学ぶ機会を積極的に創出す |
| | | | | ・IPPや出版物を通じて、ガイド利用のメリットをPR ・尾瀬ガイダンス(現地・東京会場等)を開催し、旅行会社等にガイド付きエコツアーな どの魅力についてPR | | 尾瀬ガイド協会 (H20~) | | ・地元自治体やガイド団体等と協力のうえ、現地のガイダンスを開催して、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。 | 継続実施 | ప . |
| | | | | (福島県) ・尾瀬にいて尾瀬認定ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小中学生に対し助成を行う「ふくしま子ども自然環境学習事業」を行い、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図った。 | H23~26 | ·尾瀬環境学習推進協議会(檜枝岐村) | | (福島県)・尾瀬において尾瀬認定ガイドを活用した質の高い環境学 電を行う県内の小中学生に対し助成を行う「ふくしま子ども 自然環境学習事業」を行い、生物多様性の重要性や自然 との共生に対する意識の簡成を図ってい、 | 継続実施 | ■地域の持続的振興 地域の持続的振興を図るため、周 辺地域の多様な資源を活用したエ コツーリズムを実施する。 |
| | | ガイド付きのエ | | ・ちびっこ自然保護レンジャー事業で、尾瀬認定ガイドを活用。 | H22 | | | ・「おいでよ!南会津。自然環境学びの首都づくり事業を実施」 | H26~H28 | |
| 環境教育とエコツーリズム | | コツアーの実施 を促進するなど して、ガイドによ り自然体験の質 | 関係県 | (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施 | H20~H26 | ・尾瀬エコツーリ | 関係県 | (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ,ガイドを伴った 環境学習を行う「尾瀬学校」を実施 | 継続実施 | |
| の推進 | | が高まることを 積極的にPRす る | | ・山の鼻ビジターセンター等施設の利用を供与 ・尾瀬エコツーリズム推進連絡会議を開催し、関係者による情報交換を行った(H18~ 19) | ~H26 H18~H19 | ズム推進連絡会 議(H18~19) | | ・山の鼻ビジターセンター等施設の利用を供与 | 継続実施 | |
| | | | | (新潟県) ・「魚沼から行く尾瀬」環境学習推進事業等により、県内の小学校が尾瀬で自然体験 学習を行う際に、尾瀬認定ガイドを活用(H23~) | H23~H24 | | | (新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。 | | |
| | | | 関係市町村 | (南会津町) ・地元ガイドの育成・発掘 (H20~) | | | 関係市町村 | (南会津町) ・尾瀬ガイド・地元ガイドの啓発・活用促進 | | |
| | | | | (片品村) ・ガイド協会の支援継続 | | | 2400-1411 | (檜枝岐村) ・尾瀬ガイド・地元ガイドの啓発・活用促進 | | |
| | | | 山小屋等事業者 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・東京電力環境保全スタッフによるガイド活動を実施 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施 | | - |
| | | | 地域住民 | スポートルスをはエイフノンによるカイド 石助とデル (ガイド団体等) 入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を 設立。(H20.5)平成21年度から尾瀬自然ガイドを認定 | | ・尾瀬ガイド協会 | | The second state of the second | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | |
| | | | 研究者 | | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | (ガイド事業者)・ガイド活動を実施 | | | | | | |

| 課題 | 必要となる具 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事 | Ģ | 中長期的(概ね10年以内) |
|-------|------------------------------|--|---------|--|---------|-------------------------------------|--------|--|----------|---|
| 計超 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19~H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置 | Н19 | ・尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 環境省 | ・尾瀬国立公園協議会の運営を継続 | 継続実施 | |
| | | | その他国 | | | | | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、関係者の役割分担について検討。 | H22~ | ・尾瀬国立公園協議会(環境省) ・尾瀬国立公園関係者連絡会議(尾 | 尾瀬保護財団 | ・関係者間の役割分担の調整を図る。 | 継続実施 | |
| | | | | ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、関係者の取り組みを共有化 | | 瀬保護財団) | | | | |
| | 役割分担の 合意形成 | 国・自治体・ NPO・関係団体 等との新たな役 割分担について | 関係県 | (福島県) ・「尾瀬国立公園福島県地域協議会」を設置し、関係者の取り組み情報を共有化 (H23/2/8休止) | H20~22 | ·尾瀬国立公園福 島県地域協議会 (福島県) | | | | |
| | | 合意形成を行う | 関係市町村 | (南会津町) ・地域住民・山林所有者・隣接自治体等を含めた町協議会を設立し、財団や尾瀬国立公園協議会等組織との情報伝達を密にする。(H20~) | | | | | | |
| | | | 山小屋等事業者 | | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | | | | | | | |
| | | | 地域住民 | | | | | | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | |
| | | | 研究者 | | | | | | | |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | |
| 関係者間の | | | 環境省 | ・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19~H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置 | H19 | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | 環境省 | ・尾瀬国立公園協議会の運営を継続 | | ■施設の効率的な整備・管理方法 の検討 木道などの施設に関し、尾瀬内で |
| 役割分担 | | | その他国 | | | | | | | の効率的な整備・管理の方法につ いて、関係者間で検討する。 |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、地域との協働体制の構築について検討中 | | ・尾瀬国立公園協 議会(環境省) ・尾瀬国立公園関 | 尾瀬保護財団 | 地域との協働体制の構築についての調整を図る。 | 継続実施 | |
| | | | | ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、関係者の取り組みを共有化(休止中) | | 係者連絡会議(尾 瀬保護財団) | | | | |
| | | | 関係県 | (福島県) - 子ども自然環境学習推進事業を、地元関係者による協議会(尾瀬環境学習推進協議会:県、地元町村、観光協会、ガイド協会)で実施 | H23~H26 | •尾瀬環境学種推 進協議会(檜枝岐 村) | 関係県 | (福島県) ・子ども自然環境学習推進事業を、地元関係者による協議 会(尾瀬環境学習推進協議会:県、地元町村、観光協会、 ガイド協会)で実施 | 継続実施 | |
| | 地域との協 働体制の構 | 地域の積極的 な参加を促し、 地域との協働体 | | (檜枝岐村) ・尾瀬の清掃活動に対し、観光事業者からの出資を要請 | | | | | | |
| | 梁 | 制を構築する | 関係市町村 | (片品村) ・尾瀬における事業において婦人会等を活用 | | | 関係市町村 | (片品村) ・尾瀬における事業において婦人会等を活用 | 継続実施 | |
| | | | | (南会津町) ・ボランティア活動等に対し、地元各組織へ的確な情報を発信し積極的な参画を要請する。(H20~) | | | | | | |
| | | | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) - 片品村戸倉区との協働を図る | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | | | | | | | |
| | | | 地域住民 | | | | | | | |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | 1 |
| | | | 研究者 | | | | | | | 1 |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | 1 |

| 課題 | 必要となる具体 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事 | 項 | 中長期的(概ね10年以内) |
|-------|------------------------------|-----------------------|---------|---|--------|------------------|--------|---|------------|---------------|
| 林起 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | ・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19~H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置 | H19 | | 環境省 | ・尾瀬国立公園協議会の運営を継続 | 継続実施 | / |
| | | | その他国 | | | | | | | / |
| | | | | ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、担当者レベルで意見交換等を実施 ・尾瀬サミットを開催し、各主体のトップレベルの意見交換等を実施 ・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、情報共有・意見交換・総合調整を実施 | H22~ | | 尾瀬保護財団 | ・尾瀬サミットを開催し、各主体のトップレベルの意見交換等を実施。 ・情報共有・意見交換・総合調整を図る。 | 継続実施予定継続実施 | |
| | | 関係者が公園 | 関係県 | | | | | | | / / |
| 関係者間の | 情報共有と | 管理の課題に ついて情報を共 | 関係市町村 | | | | | | | |
| 総合調整 | 推進 | 有し、意見交換・総合調整する場を設定する。 | 山小屋等事業者 | | | | | | | |
| | | | 土地所有者 | | | | | | | / |
| | | | 地域住民 | | | | | | | / |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | / |
| | | | 研究者 | | | | | | | / |
| | | | 国民·企業 | | | | | | | / |
| | | | | | | | | | | |

| 課題 | 必要となる具化 | 本的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | | 中長期的(概ね10年以内) |
|------|------------------------------|---|--------------------------|--|---------------------|--|------------------|--|--------------|--|
| 味翅 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | | ・防災へリ等の着陸が可能な管理ヤード等の設置・管理 | H21見睛地区 H16尾瀬沼地区 | | | ・防災へリ等の着陸が可能な管理ヤード等の設置・管理 | 継続実施 | |
| | | | 環境省 | ・ドクターヘリが尾瀬沼へ着陸可能条件の整備(H21) | H21 | | 環境省 | ・ドクターヘリが尾瀬沼へ着陸可能条件の整備 | 継続実施 | |
| | | | その他国 | | | | | | | |
| | | | | ・ビジターセンター職員の遭難救助への協力 ・平成8年~主にビジターセンターが関わった傷病事故の統計を作成・公表 | H8∼ H8∼ | | | ・ビジターセンター職員の遭難救助への協力 ・平成8年~主にビジターセンターが関わった傷病事故の統計 | 継続実施 継続実施 | |
| | | | 尾瀬保護財団 | -山ノ鼻地区の傷病事故体制整理に協力 | нв~ | | 尾瀬保護財団 | を作成・公表 ・山ノ鼻地区の傷病事故体制整理に協力 | 継続実施 | |
| | | | | (福島県) | | | | - 田ノ界地区の商州争取径列至理に励力 (福島県) | | |
| | | 地域内に医療機関がないこ | | ・ドクターへリの運航 (群馬県) | ~H26 | | | -ドクターへリの運航 | 継続実施 | |
| | | と、地域内に車 輌の乗り入れが できないこと、 中高年の利用 | 関係県 | (* 1878年) - 片品村連難対策教助隊に残雪期赤布設置及びローブ張りを委託 - 片品村、利根沼田広域消防、尾瀬保護財団、山小屋等と連携し、山ノ鼻地区傷病対応体制を確認 | ~H25 | | 関係県 | (群馬県) ・片品村連難対策教助隊に残雪期赤布設置及びロープ張りを委託 | ~H29 | |
| | 傷病·遭難 | 中画年の利用 が多いことな ど、尾瀬地域が | | (檜枝岐村) - 檜枝岐村遭難対策救助隊を組織 | | | | (檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策教助隊による遭難等の防止対策を行う。 | 継続実施 | |
| | 整備 | 持慮にな病・連を考といる。 特地はおいる。 はまって、連難統一は、 はないでで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 はないで、 | 関係市町村 | (片品村) - 片品村連難対策教助隊を組織 - 登山届け管理 - 登仏山残響期勝導柵の設置、管理 - 各ルートの赤布設置 | | · 檜枝岐村遭難対 策救助隊(檜枝岐 村) · 片品村遭難対策 | 関係市町村 | (南会津町) | | |
| | | 空偏するととも に、関係者や利 用者に周知する | | - ニゴリ沢刈払い - 群馬県警・広域消防との連携 | | 救助隊(片品村) | | ・町、警察署、広域消防署等との連携強化 | | |
| | | | | (南会津町) - 田代山・帝釈山周辺の登山ルートに適正な案内誘導坂を増設する。(町協議会主体:H20) | | | | | | |
| | | | 山小屋等事業者 | (山小屋事業者) ・遺籍教助への協力 | | | | | | |
| | | | 土地所有者地域住民 | (檜枝岐村民・片品村村民) | | | | | | |
| | | | 公園利用者 | ・遭難対策救助隊を編成、連難予防対策及び遭難救助の実施 | | | | | | ■医療体制の検討 安心・安全に尾瀬を利用できるよ |
| 安全対策 | | | NGO/NPO 研究者 国民·企業 | | | | | | | うにするため、尾瀬での救助体制の あり方について検討する。 |
| | | | 環境省 | ・グリーンワーカー事業により登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 | ~H24 | | 環境省 (施設管理者) | - 直轄歩道の巡視及び適切な管理を実施 | | (D) //// (D) |
| | | | その他国 | -職員による巡視による歩道管理・木道等補修の実施 | ~H24 | | 11000 0 10 10 10 | | | |
| | | | 尾瀬保護財団 | - 群馬県から歩道の簡易的な補修を受託 - 職員の巡視による危険個所の把握及び管理者への伝達 | H8~ H8~ | | 尾瀬保護財団 | ・群馬県から歩道の簡易的な補修を受託・職員の巡視による危険個所の把握及び管理者への伝達 | 継続実施継続実施 | |
| | | | | (福島県) | 110 | | | (短島県) | 能机大肥 | |
| | | | | 福島県自然公園清掃協議会へ負担金を支出し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 | ~H26 | | | ・福島県自然公園清掃協議会へ負担金を支出し、登山道の巡視及び 軽微な管理業務を実施 | 継続実施 | |
| | | | | ・関係機関の職員(環境省、県、檜枝岐村、林野庁等)による登山道の点検と危険箇所、修繕等必要箇所の確認作業の実施(檜枝岐村の提案) | H23, 24, 25 | | 関係県 | 関係機関の職員(環境省、県、檜枝岐村、林野庁等)による登山道の点検と危険箇所、修繕等必要箇所の確認作業の実施 | 継続実施 | |
| | | 上記のような 特殊性を持つ尾 | 関係県 | (群馬県) ・山の鼻VC管理業務の一環として、群馬県施行歩道の簡易補修を尾瀬保護財団に委託 | ~H26 | | (施設管理者) | (群馬県) ・山の鼻VC管理委託として、群馬県施行歩道の簡易補修を尾瀬保護 財団に委託 | 継続実施 | |
| | | 瀬での事故を未 然に防止するた | | - 尾瀬沼周辺の群馬県管理歩道について、危険個所の点検、木道補修及び支障木の処理 等の応急措置を東京パワーテクノロジー(株)に委託 | ~H26 | 1 | | ドロに安託 ・尾瀬沼周辺の群馬県管理歩道について、危険個所の点検、木道補 修及び支障木の処理等の応急措置を委託 | 継続実施 | |
| | 危険箇所の | め、老朽化して 滑りやすくなっ | | ・関係者と連携して、危険木の調査及び処理を実施 | ~H26 | | | ・関係者と連携して、危険木の調査及び処理を実施 | 継続実施 | |
| | | た木道等の点 検・補修、枯損 木の処理等の 適切な対応を実 | | (檜枝岐村) - 施作箇所を管理 - 福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部を運営し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 | | | | (稽核岐村) ・稽枝岐村遭難対策教助隊による遭難等の防止対策を行う。 | | |
| | | 施する | 関係市町村 | (片品村) - 群馬県尾瀬美化愛護協会を運営し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 - 片品村連難対策敷助隊の業務継続 | | | 関係市町村 | | | |
| | | | | (南会津町) -頻度の高い巡視活動を実施し、環境省等の指導の下、対応する | | | | (南会津町) ・頻度高い巡視活動の点検実施、環境省連携による補修対応 | | |
| | | | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) -東京電力から歩道管理を受託 | | | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) ・東京電力から歩道管理を受託 | | |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・東京パワーテクノロジーに歩道の管理を委託(木道上の危険箇所等の点検・補修、枯損 枝・枯損木の現状把握、処理) | | | 土地所有者 (施設管理者) | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) - これまでの取り組みを継続実施 | 継続実施 | |
| | | | 地域住民 公園利用者 NGO/NPO | | | | | | | |
| | | | 研究者 国民·企業 | | | | | | | |

| 課題 | 必要となる具何 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事業 | 頁 | 中長期的(概ね10年以内) |
|------------------|------------------------------|---|----------------|---|--------|------------------------------------|--------------------|--|---------------|---------------|
| 記木疋旦 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 | - 「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19〜H21)」として、「尾瀬国立公園 協議会」を設置 | H19 | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | 1 |
| | | | | ・企業等を訪問し、財団運営へのサポートを呼びかける | H19~ | | | ・寄付者への特典充実を図る。企業等訪問・HP・出版物等を通じて 寄付を広く呼びかける。 | 継続実施 | 1 |
| | | | 尾瀬保護財団 | ・HP、出版物等で財団への寄付を呼びかける | H19~ | ・尾瀬国立公園協 | 尾瀬保護財団 | ・財団HPへの掲載のほか、イベント等により寄付を呼びかける。 | 継続実施 | 1 |
| | | | 产棋体设别 凹 | ・「尾瀬フォーラムの開催」(H11~22)「NHKわたしの尾瀬写真展」の継続開催 | H11~ | 議会(環境省) | 疟 椒 体 透 別 凶 | ・「NHKわたしの尾瀬」写真展にて、財団の活動状況を説明する機会を設け、来場者に友の会への加入及び寄付を呼びかける。 | 継続実施 | 1 |
| | | | | ・シカ対策に使途を限った特定寄付の設置 | H25~ | | | | | 1 |
| | サポートを受 | 尾瀬に対する 様々なサポート | 関係県 | (福島県) -県HP及び文書で尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ | H24 | | 関係県 | (福島県) ・県HP及び文書で尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ | 要請に応じ継続 対応 | |
| | ける仕組み | を広く企業・団体 や国民一般に呼 びかけるための | 送除乐 | | | | 対 保宗 | (新潟県) ・県HPで尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ、県記者クラブへの棚入れ | 要請に応じ継続 対応 | / |
| | | 仕組みをつくる | 関係市町村 | | | | | | | 1 |
| | | | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) ・グリーンボランティアなどの催行(平成23年度から中止) | | | | | | 1 |
| | | | 土地所有者 | (東京電刀) | | | | | | |
| | | | 地域住民 | ・グリーンボランティアなどの催行(平成23年度から中止) | | | | | | 1 |
| | | | 公園利用者 | | | | | | | 1 |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | 1 |
| 企業・団体や | | | 研究者 | | | | | | | 1 |
| 国民一般から のサポート体 | | | 国民・企業 | | | | | | | / |
| 制 | | | 環境省 | - 「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19~H21)」として、「尾瀬国立公園 協議会」を設置(H19~) | H19 | ·尾瀬国立公園協 議会(環境省) | | | | |
| | | | その他国 | | | | | | | 1 |
| | | | | ・環境省より、「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、サポーターと地域との交流につ | H22~ | | | サポーターと地域との交流について検討する。 | 継続実施 | 1 |
| | | | 尾瀬保護財団 | して検討。 ・尾瀬の魅力を広くPRするため、「尾瀬フォーラム」を開催。また、一般から募集した尾 瀬の風景等の写真を紹介する「わたしの尾瀬写真展」を各地で開催(NHK共催) | H11~ | 尾瀬国立公園協議会(環境省) | 尾瀬保護財団 | ・「NHKわたしの尾瀬フォトコンテスト」を活用して、応募者や来場者との交流を図る。 | | |
| | | サポートを定 | | ・サポート側企業へ尾瀬に関心を持ってもらうための事業を実施 | | | | ・サポート側企業のニーズを汲み取り、現地での活動(団体レク チャー・ボランティア活動等)を計画のうえ実施する。 | 継続実施 | 1 |
| | | 着させ、さらにそ | 関係県 | | | | | The state of the s | | 1 |
| | 流の場の設 | の輪を広げてい くため、サポート 側と地域との交 流を図る機会を | 関係市町村 | (南会津町) - 町開催事業の情報提供、参加協力要請 | | | 関係市町村 | (南会津町) -町開催事業の情報提供、参加協力要請 -土地所有者・NPO団体等計画事業の地元団体等との共同 | | |
| | | 設ける | | ・土地所有者事業との連携 | | | | 開催 | | 1 |
| | | | 山小屋等事業者 | (東京パワーテクノロジー(株)) ・グリーンボランティアなどの催行(平成23年度から中止) | | | | | | 1 |
| | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・関係市町村等との連携 | | | 土地所有者 | (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで取り組みを継続実施 | 継続実施 | 1 |
| | | | 地域住民 | INDIVIDUAL TO A SECULATION | | | | 一つ、マスス・科はアノ 色 年に中ルストルビ | | 1 |
| | | | 公園利用者 | | | | | | | 1 |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | 1 |
| | | | 研究者 | | | | | | | 1 |
| | 1 | | 国民·企業 | | | | | | | 1 |

第12回尾瀬国立公園協議会 資料1

| | 必要となる具体 | 体的取り組み | | これまで(~H26年度まで)の取り組み | | | ŧ | 概ね今後5年間(~H31年度まで)に取り組んでいく事項 | Į | 中長期的(概ね10年以内) |
|---------------|------------------------------|-------------------------------|-------------|---|----------------------|------------------|--------------------|--|--------------|---------------|
| 課題 | 短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項 | 内容 | 実施主体 | 具体的な取り組み | 実施した時期 | 既存の協議組織 (事務局) | 実施主体 | 具体的な取組 | 実施する時期 | に取り組む事項 |
| | | | 環境省 その他国 | | | | | | | / |
| | | | | - 財団プロバー職員3名 | | | 尾瀬保護財団 (理事・評議員) | 職員の研修体制の充実を図る ・同左(予定) | | |
| | | | 関係県 | (福島県) ・職員を1名派遣 | ~H26 | | 関係県 | (福島県) ・職員1名を派遣 | 継続実施 | |
| | 人材育成 | 尾瀬を取り巻く 課題に対応でき る人材を財団内 | | (群馬県) ・職員1名を財団職員として兼務させるとともに、職員を3名派遣 | H7∼H <mark>26</mark> | | 関係県 | (群馬県) ・職員を財団職員として兼務させる。また、職員数名を派遣する | 継続実施 | |
| | | に育成する。 | 関係市町村 | | | | | | | / |
| | | | 山小屋等事業者 | | | | | | | / |
| | | | 土地所有者 | (東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・職員を1名派遣 | | | | | | |
| | | | 地域住民 | | | | | | | / |
| | | | 公園利用者 | 友の会への入会 | | | | | | / |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | / |
| | | | 研究者 | | | | | | | / |
| | | | 国民·企業 | 友の会への入会 | | | | | | |
| 尾瀬保護財団 の充実 | | | 環境省 | | | | | | | / |
| の元夫 | | | その他国 | | | | | | | / |
| | | | 尾瀬保護財団 | - HPから「太の会」人会申込書のダウンロードに対応 - 「太の会」会員へのメールマガジン - 尾瀬ボランティア会員数287人(H27.1 末現在) - 「太の会」会員期間について、年度制(4/~3/31)から年間制(加入又は更新から1年間)への変更を行い、加入促進を図っている(H21~) - 会員期間更新時期の集約化(H26) | H21~ | | 尾瀬保護財団 (理事・評議員) | ・尾瀬ボランティアの活動の活性化を図る ・会員への特典の充実を図り、新規会員の加入促進を図る | 継続実施 継続実施 | |
| | | | | ・制度を一部変更。(加入・更新時期を年4回とする。(H26)) (群馬県) | ~H26 | | | (群馬県) | 継続実施 | |
| | 財団「友の | 財団に対する 支援組織である | 関係県 | 友の会に関するPR、広報(県HP・報道提供等) (新潟県) 友の会に関するPR、広報 | | | 関係県 | 友の会に関するPR、広報(県HP・報道提供等) | | / |
| | 会」等の充実 | 「友の会」や尾 瀬ボランティア | | (福島県) 友の会に関するPR、広報 | ~H26 | | | (福島県) 友の会に関するPR、広報 | 継続実施 | / |
| | 強化 | の活動の充実を 図る | 関係市町村 | 及の宝に別すのFrx、Lives (片品村・南会津町) 友の会制度啓発への協力 | | | 関係市町村 | 及の会に関するPR、仏教 (南会津町) ・友の会制度資料等掲示、啓発事業協力 | | |
| | | | 山小屋等事業者 | 友の会制度への協力 | | | 山小屋等事業者 | 友の会制度への協力 | | / |
| | | | 土地所有者 | | | | | | | / |
| | | | 地域住民 | | | | | | | / |
| | | | 公園利用者 | 友の会への入会 | | | | | | / |
| | | | NGO/NPO | | | | | | | / |
| | | | 研究者 | | | | | | | / |
| | | | 国民·企業 | 友の会への入会 | | | | | | / |

資料2:尾瀬国立公園及びその周辺地域に関係する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H27.3.10現在)

| | | | | 元氏がする手木と脚成、 | 明正する場所な ム城寺 | | _ | | | | | |
|-------------------------|---------------------------------------|--|--------------------------------|--|---|--|------|-----|----|---------|-----|------|
| 会議名 | 事業主体・ 費用の出所 | 連絡先 | 代表者 | 構成員 | 活動及び協議調整内容 | 今までの成果 | 生態系の | 野日環 | 適け | ジョン環境教育 | 役一総 | 安全対策 |
| 尾瀬国立公園協議会 | 環境省 | 事務局 関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11- 2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517 | 群馬県立女子 大学名誉教授 斉藤 晋 | 環境省、関東森林管理局、福島県、栃木県、新 潟県、群馬県、檜枝岐村、南会津町、円光市、 片品村、魚沼市、尾瀬保護財団、三井物産、東 京電力、東京パワーテクノロジー(株)、観光協 会、山小屋組合、尾瀬保護指導員福島県連絡 協議会、野島の会栃木県支部、片品ガイド協 会、新潟県自然観察指導員の会、日本自然保 護協会、自然公園財団 (28団体) | ・H18に策定された「尾瀬ビジョン」に沿っ | ・尾瀬ビジョンの各項目の進捗状況の 把握、本協議会が中心となって議論 を進める項目の選定等を行った。 | 0 | | 0 | | 0 | 0 |
| の促進(利用分散等)に 関する小委員会 | 環境省 | 事務局 関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11- 2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517 | | 環境省、福島県、群馬県、新潟県、檜枝岐村、片品村、尾瀬保護財団、日本自然保護協会、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、山小屋組合、戸倉区(区長、尾瀬対策委員長)(13名) | | ・尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用の 促進に向けた目標と課題及び対策を 整理した。 | | | 0 | | | |
| 福島県尾瀬保護指導委員会 | 福島県 | 福島県生活環境部自然保護 課 福島市杉妻町2-16 TEL024-521-7251 FAX024-521-7928 | 福島大学教授 木村吉幸 | 福島大学教授·木村吉幸、元東北大学助手·内藤俊彦、前県立川口高校校長·神谷仁、独立行政法人国立環境研究所室長·野原精一、福島大学教授·木村勝彦、県立大沼高校教諭·菅原宏理、福島大学准教授·黒沢高秀(7名) | 廃湿原における植生復元の技術に関するこ | ・昭和44年度から調査研究の成果を 報告書にまとめ発行している。 | 0 | 0 | | | | |
| 尾瀬保護専門委員会 | 群馬県 | 群馬県尾瀬保全推進室 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421 | 会長 群馬県立女子 大学名誉教授 齋藤 晋 | 県立高校教諭、その他研究者(11 <mark>名</mark>) | ・年1回程度開催。 ・尾瀬の貴重な自然環境の保護及び回復のため、指導助言、調査研究を行う。 | ・昭和52年度から毎年度、調査研究 の成果を報告書にまとめ発行してい る。 | 0 | 0 | | | | |
| 尾瀬国立公園シカ対策 協議会 | 環境省 | 事務局 環境省片品自然保護官事務 所 片品村大字鎌田4010 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150 | | 環境省、関東森林管理局、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、檜枝岐村、片品村、魚沼市、東京電力、山小屋組合、尾瀬保護財団(16名) | ・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱 等の問題に関し、特に行政が主体となって 実施している対策について情報共有を行う | ・平成12年度より年1回 開催しており、各機関の対策について情報交換及び連携調整を図っている。 ・平成20年度に新たな「尾瀬国立公園シカ管理方針」を策定 | • | 0 | | | | |
| 尾瀬国立公園シカ対策 アドバイザー会議 | 環境省 | 事務局 環境省片品自然保護官事務 所 片品村大字鎌田4010 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150 | 事務所長 | 福島大学名誉教授·木村吉幸、尾瀬保護 専門員宇都宮大学名誉教授·谷本丈夫、 宇都宮大学教授·小金澤正昭、自然環境 研究センタ一研究主幹·常田邦彦、尾瀬保 護指導委員·内藤俊彦、日本自然保護協 会・辻村千尋、(株)野生動物保護管理事 務所代表·羽澄俊裕(7名) | ・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱 等の問題に関し特に科学的知見から、各種 データを元に実効的な対策を検討する | ・平成12年度より年1回開催しており、尾瀬シカ関係のモニタリング結果 り、尾瀬シカ関係のモニタリング結果 や対策の状況等についての意見交換 や今後の対策実施に向けた検討を 行っている。 | | 0 | | | | |
| 群馬県尾瀬地域生物多 様性 協議会 | 群馬県 国交付金 構成員からの負 担金又は補助 金 | 事務局 群馬県自然環境課 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421 | 会長 須藤 雅紀(群 馬県自然環境 課長) | 群馬県、片品村、東京電力(株)、尾瀬山小 屋組合、(公財)尾瀬保護財団 | 尾瀬におけるニホンジカの個体数調整 | 尾瀬〜日光間を移動するシカの捕獲 26年度捕獲実績 205頭 | | 0 | | | | |
| 南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会 | 福島県 国交付金 構成員からの負 担金又は補助 金 | 事務局 福島県南会津地方振興局県 民環境部南会津郡南会津町 田島宇根小医甲4277-1 TEL 0241-62-2061 FAX 0241-62-5209 | 福島県 南会津地方振興局 | 福島県、檜枝岐村、南会津町、(社)福島県 猟友会 南会津支部檜枝岐分会、尾瀬檜 枝岐温泉観光協会、(公財)尾瀬保護財 団、尾瀬山小屋組合 | ・有害(予察)捕獲の実施 ・湿原植生の保護 | ・尾瀬国立公園の周辺地域における 有害捕獲等の実施 ・大江湿原におけるニッコウキスゲ食 害防止対策(夜間見回り)の実施 | , | 0 | | | | |

資料2:尾瀬国立公園及びその周辺地域に関係する事案を協議、調整する協議会·会議等 (H27.3.10現在)

| | | | | | | , | _ | | | | _ |
|------------------------------|----------------|---|-----------------------------|---|---|--|------|---|----------------------|--|------|
| 会議名 | 事業主体・ 費用の出所 | 連絡先 | 代表者 | 構成員 | 活動及び協議調整内容 | 今までの成果 | 生態系の | | 直瀬ビジ 適正利用 施設整備 | | 安全対策 |
| 尾瀬国立公園ツキノワグ マ対策協議会 | 尾瀬保護財団 | 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | | 環境省、福島県、群馬県、新潟県、魚沼 市、檜枝岐村、片品村、東京電力、東京パ ワーテクノロジー(株)、尾瀬山小屋組合、各 猟友会、対策員、財団(23名) | | ・前身の尾瀬国立公園ツキノワグマ 対策会議でツキノワグマ保護管理マニュアルを作成 | C | | | | |
| 山/鼻地区 ツキノワグマ対策連絡会 議 | 尾瀬保護財団 | 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | | 環境省、群馬県、片品村、東京電力、東京 パワーテクノロジー(株)、尾瀬山小屋組合、 尾瀬ロッジ、山の鼻小屋、財団(9名) | | ・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った | C |) | | | |
| ヨシッ堀田代地区 ツキノワグマ対策連絡会 議 | 尾瀬保護財団 | 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | | 財団(11名) | 検討·実施 | <i>t</i> ∈. | C |) | | | |
| 特殊植物等保全事業 検討委員会 | 環境省 | 事務局 環境省檜枝岐自然保護官事 務所 檜枝岐村字下ノ原867-1 TEL::0241-75-7301 FAX:0241-75-7302 | 委員長 樫村利道 | | ・人為等により荒廃した湿原植生を回復させることを目的とした特殊植物等保全事業について、事業結果をモニタリング評価しながら、適切な施行方法について検討し、効果的な施行方法等について事業実施者へ助言を行う。 | | | 0 | | | |
| 至仏山保全対策会議 | 尾瀬保護財団 | 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | | 環境省、群馬県、片品村、みなかみ町、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、戸倉区、遭難救助隊、日本自然保護協会、山小屋組合、がイ協会、財団 (16名) | | ・植生保護、登山者の安全のため、残 雪期の登山道閉鎖、東面登山道の上 り専用化などを実現。 | | 0 | | | |
| 至仏山環境調査 専門委員会 | 尾瀬保護財団 | 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | 委員長 東京学芸大学 教授 小泉武栄 | 学識経験者、環境省、群馬県、東京電力、 日本自然保護協会(9名) | | ・「至仏山保全基本計画」で登山道の付け替えが検討されている区間を対象に、現登山道の継続利用と迂回ルート候補地の環境負荷に関する科学的調査を企画・実施し、登山道のあり方について総合的な評価を行った。 | | 0 | | | |
| 福島県尾瀬自動車利用 適正化連絡協議会 | 檜枝岐村 | 事務局 檜枝岐村総務課 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2500 FAX 0241-75-2460 | | 合、檜枝岐村旅館組合、檜枝岐村民宿組合、山小屋組合、財団、南会津ハイヤー営業会、檜枝岐村商工会(16名) | | | | | 00 | | |

資料2:尾瀬国立公園及びその周辺地域に関係する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H27.3.10現在)

| | | ヨナム国人しての | 70 22 26 29 | このは、このでは、 | 明正 7 も別成立 ム成寸 | (H27.3.10兇生) | | | | | Α, | <u> </u> |
|------------------------|---|--|----------------------------|---|--|--|------|---|--|---|----|----------|
| 会議名 | 事業主体・費用の出所 | 連絡先 | 代表者 | 構成員 | 活動及び協議調整内容 | 今までの成果 | 生態系の | | 瀬ビジ 適正利用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | 安全対策 |
| 片品村尾瀬交通対策 連絡協議会 | 片品村、みなか み町、関越交 通、エコトランス ファー、財団、 戸倉区、P&C尾 瀬 | 片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110 | 会長 片品村長 千明 金造 | | ・システム検討委員会必要に応じて開催。 ・尾瀬国立公園の自然環境を保全し利用の 快適性と安全確保を図るため、自動車によ る利用と適正化を達成することを目的とす | ・混雑時における津奈木ー鳩待峠間マイカー規制を行い、路上駐車を無くし、利用者の安全と併せて環境保護のため乗合バスなどの運行により、排出ガスの削減も行っている。また、大清水では、利用分散や、大清水~一ノ瀬間の低公害車両運行について、協議している。 | | | 00 | | | |
| 湯之谷温泉郷・尾瀬ルート 活性化委員会 | 会員負担金、 県補助金基金、 市補助金 | 魚沼市商工観光課観光振興室 魚沼市大沢213-1 TEL025-792-9754 FAX025-793-1016 | 会長 星 雅彦 | 奥只見旅館飲食店組合、銀山平キャンプ場組合、栃尾又温泉旅館組合、大湯温泉旅館組合、折立地区温泉組合、おりたて振興組合、漁沼市、新潟県魚沼地域振興局、魚沼市観光協会、NPO魚沼交流ネットワーク(約30名) | ・4部会(PR・景観、体験交流、再発見、食彩)、活用推進委員会を設置。 ・「魚沼から行く尾瀬」を基幹戦略として活性 化対策を検討し、情報発信、ツア一等を企 | ・道路標識の整備 ・尾瀬にちなんだツアーを企画。 ・ビューポイントの検討。 ・尾瀬マップの充実。 ・ネイチャーガイドの充実。 ・小沢平の整備 ・郷土食を取り入れた「尾瀬弁当」の 開発、販売。 | | | 00 | | | |
| 奥只見・尾瀬ルート懇談 会 | 魚沼市観光協 会 | 魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200 | 観光協会長 三友泰彦 | 新潟県、JR、関係交通機関、地区旅館組合、魚沼市、観光協会 (20名) | ・年2回程度開催 ・関係機関で情報の交換・次年度の対応に ついて協議検討する。 | ・バス早朝便の増、夜行を小出駅に 臨時停車し、タクシーでつなぐなど奥 只見からの新ルートを開拓した。 | | | 0 | | | |
| 尾瀬ガイド協会 | 認定ガイド年会費等で自主運営 | 受託先 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | 会長 塩田政一 | 3県、1市1町2村、観光協会、ガイド団体、 財団(19名) | ・尾瀬の環境教育とエコツーリズム推進の ための事業運営 ・尾瀬認定ガイドについての事業運営。 | ・21年度から尾瀬自然ガイド認定を開始。 ・22年度から尾瀬登山ガイド認定を開始。 | | | | 0 | | |
| 尾瀬国立公園関係者 連絡会議 | 尾瀬保護財団 | (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421 | (尾瀬保護財団) | 環境省、会津森林管理署南会津支署、3 県、1市1町2村、東京電力、東京パワーテ クノロジー(株)、山小屋組合、財団(13名) | | ・尾瀬における様々な課題について、 意見交換を実施。 | | | | 0 | | |
| 片品村遭難対策救助隊 | 片品村 | 片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110 | 隊長 片品村長 千明 金造 | 隊長1名·顧問1名 尾瀬·白根·武尊班各5名 | ・年2回開催。 ・役員会を必要に応じて開催。 ・片品村区域内及び関係区域に発生する遭難の防止及び救助を目的とする。 | ・道標付け、登山道の整備を行うほか、連難捜索・救助などで貢献している。 | | | | | (|) |
| 檜枝岐村遭難対策救助 隊 | 檜枝岐村 | 檜枝岐村役場 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460 | 隊長 檜枝岐村消防 団長 星 清夫 | 猟友会(7名) 檜枝岐村消防団(4名) ガイド団体(2名) 山小屋関係者(4名) 檜枝岐村役場(2名) | ・救助活動、捜索活動・年1回役員会開催・登山道危険個所チェック・冬山入山注意喚起・啓発 | ・主要登山道の巡視 ・救助・搬送活動 ・行方不明者の捜索 | | | | | (|) |
| 尾瀬沼地区運営協議会 | | 事務局 環境省 檜枝岐自然保護官 檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301 FAX 0241-75-7302 | 会長 檜枝岐村長 星 光祥 | | | ・トイレや排水を中心とした汚物・汚水 処理を効率的に行い快適な公園利用 に役立っている。 | | 0 | | | | |
| 尾瀬温泉地区運営協議 会 | 檜枝岐村負担 | 檜枝岐村役場 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460 | 会長 檜枝岐村長 星 光祥 | 福島県、檜枝岐村、東京パワーテクノロジー(株)、温泉小屋、尾瀬ヶ原温泉休憩所、福島県南会津地方振興局、環境省(7名) | ・定期総会、年1回。臨時総会を必要に応じて行う。 ・温泉地区の公衆トイレの管理運営 | ・多くの登山客が公衆トイレを利用しているが、定期的に清掃し、清潔に保たれている。 | | 0 | | | | |

資料2:尾瀬国立公園及びその周辺地域に関係する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H27.3.10現在)

| | 1 | 1 | 1 | î | | • | | | _ | | | _ |
|---------------------------------------|--|---|-----------------------------|--|---|---|------|---|---|--------|------|------|
| 会議名 | 事業主体・費用の出所 | 連絡先 | 代表者 | 構成員 | 活動及び協議調整内容 | 今までの成果 | 生態系の | | | が一施設整備 | 総合調整 | サポート |
| 尾瀬見晴地区運営協議 会 | 檜枝岐村 見晴地区山小 屋 トル協力金 キャンプ・場収入 | 事務局 環境省 檜枝岐自然保護官檜 枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301 FAX 0241-75-7302 | 檜枝岐村長 | 環境省、福島県、檜枝岐村、長蔵小屋、尾瀬小屋、原の小屋、燧小屋、 桧枝岐小屋、 弥四郎小屋(9名) | ・定期総会を年1回開催。必要に応じて臨時総会を開催 ・見晴地区を中心とした自然環境の保全と 快適かつ適正な国立公園利用を推進する | ・トイレや排水を中心とした汚物・汚水 処理を効率的に行い快適な公園利用 に役立っている。 | | 0 | | | | |
| 尾瀬美化愛護協会 | 片品村、群馬県、環境省、7協会員 | | 会長 片品村長 千明 金造 | 片品村、東京パワーテクノロジー(株)尾瀬 林業事業所、群馬県側の各山小屋(11名) | ・年1回開催。・役員会を必要に応じて開催。・尾瀬の自然を保護すると共にその美化を図ることを目的とする。 | ・ゴミ持帰りPR・入山者指導。・各コースの歩道木道の巡視点検。・清掃活動。・山荘周辺の環境整備 | | 0 | | | | |
| 尾瀬保護協会 | 山小屋組合、 片品村 | | 会長 関根 進 | 群馬県側の各山小屋 (7名) | ・尾瀬の自然環境保全に力をつくすことを第 一義とし、併せて尾瀬探勝者に自然との共 生について理解と協力を求めていくことを目 的とする | いなどを定期的に行い、環境整備時 | | 0 | | | | |
| 片品村戸倉区 | 戸倉区 | (1年任期のため毎年変わります) | 代表 戸倉区長 | 戸倉区役員 (15名程度) | ・随時 ・戸倉区独自の「快適利用の推進」「尾瀬入山までのアプローチの検討」として冨士見口、大清水口の利用推進案を検討 | ・現在、尾瀬交通対策連絡協議会へ 提出する案を作成。 | | | 0 | | | |
| 富士見下〜冨士見峠間 の身体障害者等の利用 のあり方検討委員会 | 片品村 | TEL 0278-58-2112 | 会長 関根 進 (尾瀬山小屋 組合) | 18団体代表者 | 尾瀬ビジョンの基本理念に沿い、身障者等にも尾瀬の壮大な自然を堪能してもらう事を目的とし、調査・検討を行う。 | H23年度から利用開始し、全ての参加者(身障者等)から「満足」のいく内容との声をいただいた。一方、木道の幅、傾斜の問題等身障者等に配慮した整備を望む声も出た。 | | | 0 | | | |
| 田代山帝釈山管理検討 会 | 南会津町 | 田島字後原甲3531-1 TEL 0241-62-6140 | 福島大学名誉 | 有識者、山林所有者、地元団体、環境省、福島県、栃木県、檜枝岐村、南会津町、日光市(19名) | •適宜開催 | ・「田代山帝釈山管理方針」を策定。 | | | 0 | | | |
| 「魚沼から行く尾瀬」環境 学習推進協議会 | (社)魚沼市観 光協会、 | | 魚沼市商工観 光課長 青木 進 | | ・尾瀬環境学習プログラムを活用して小中学校の自然体験学習の活動支援 ・交流人口拡大による地域の活性化に資することを目的とする。 | 要なガイドを派遣し、環境学習の充実 | | | | 0 | | |

至仏山環境調査について

2015.3.10

(公財) 尾瀬保護財団

至仏山保全基本計画(平成19年3月29日)において登山道の付け替えが必要とされた3 区間(至仏山東面上部、小至仏山南面、オヤマ沢田代)を対象に、現登山道の継続利用と迂 回ルート候補地の環境負荷に関する科学的調査を企画・実施し環境負荷低減のための検討を 行うため、至仏山保全対策会議に至仏山環境調査専門委員会(以下「委員会」)を設置し、 調査を実施した。

平成 21 ~ 24 年度に実施した調査結果は、「尾瀬国立公園・至仏山登山道迂回案の妥当性 検討報告書」としてとりまとめている。

1 調査結果の概要

(1) 迂回ルートの検討

- ・3つの検討区間において、迂回ルートを具体的に選定した。
- ・ルート設定にあたっては、雪田植生など地盤環境が脆弱な地点を避けることを基本とし、避けられない場合は新工法により登山道を設置することとした。比較的強い地盤の箇所に迂回させる場合も、環境負荷を低減するため新工法による設置が望ましい。
- ① 至仏山東面上部
 - ・現道北側の主稜線上に迂回ルートを選定した。ハイマツ帯や雪食凹地を横断せざるを得ない箇所は、地盤環境への負荷を低減するため先掘溝を跨いだり露岩を活用する新工法で施工することが望ましい。
- ② 小至仏山南面
 - ・現道は雪食凹地を通過しているが、これを避けるため新工法により現道西側の尾根側に迂回ルートを設置する。尾根を通過できない箇所は現道の施工方法を改良する。
 - ・雨水や融雪水の流れを妨げている構造物については除去を検討する。
- ③ オヤマ沢田代
 - ・西側の笠ヶ岳登山道を迂回ルートとして活用するが、登山者によるインパクトが増加すること から必要に応じて新工法による木道等の設置が望ましい。
 - ・現道から笠ヶ岳登山道にかけては、ササ帯の中に迂回ルートを設置する。
 - ・湿原内の現道(木道)は撤去し、湿性植生の修復事業を実施する。

(2) 新しい登山道構造の提案

・新工法では、地盤への杭打ちによる土壌の流出を抑止するものとする。そのため、構造物の支柱は金属製とし皿状の受けで支えること、傾斜地では基盤岩に金属製アンカーを打ち構造物を支えること、安全への配慮並びに植生への日射及び降水を確保するため踏み板はエキスパンドメタルとすることなどが提案された。

2 調査の経過

- ○平成21年7月21日 21年度第1回至仏山環境調査専門委員会
 - ・至仏山保全対策会議に至仏山環境調査専門委員会の設置、委員長選出

- ○平成21年8月28日~30日 21年度第1回至仏山現地調査(事前調査)
 - ・環境調査において必要な調査項目や内容を把握するため事前の現地調査
- ○平成22年1月14日 21年度第2回至仏山環境調査専門委員会
 - ・事前調査の報告、次年度の調査項目の検討、至仏山保全対策会議への報告事項の検討
- ○平成22年6月29日 22年度第2回至仏山現地調査(事前調査)
 - ・至仏山東面上部において、必要な調査項目・内容を把握するための事前調査を実施
- ○平成22年5月~平成23年3月
 - ・地生態、植生、水理の各チームに対して調査委託
- ○平成23年5月~平成24年3月
 - ・水理チームに対して調査委託
- ○平成24年6月7日 24年度第1回至仏山環境調査専門委員会
 - ・チーム別の至仏山環境調査結果の報告
- ○平成24年7月6日 24年度第1回至仏山現地調査
 - ・小至仏山南面(三角ベンチ、流紋岩エリア)の迂回ルート候補地の選定、歩道仕様の提案
- ○平成24年10月15日 24年度第2回至仏山現地調査
 - ・オヤマ沢田代及び至仏山東面上部の迂回ルート候補地の選定、歩道仕様の提案
 - ・迂回ルート候補地(全検討区間)における土壌断面および植生高の調査
- ○平成25年3月1日 24年度第2回至仏山環境調査専門委員会
 - ・全検討区間の環境負荷に関する評価に関する検討
 - ・最終報告書の骨子及び作成についての検討
- ○平成 26 年 11 月 11 日 26 年度至仏山環境調査専門委員会
 - ・報告書案の構成や記載内容の詳細検討

※至仏山保全対策会議に対しては、会議の都度、検討状況等を報告済み。

3 至仏山環境調査専門委員会

| 所属 | 委員氏名 | 備考 |
|--------------------------|-------|---------------|
| 東京学芸大学 名誉教授 | 小泉 武栄 | (委員長)地生態学、地形学 |
| 放送大学東京多摩学習センター 客員教授 | 福嶋 司 | 植生管理学、植生学 |
| 信州大学 名誉教授 | 土田 勝義 | 植物生態学、植生管理学 |
| (株) MTS雪氷研究所 代表取締役 | 松田 益義 | 雪氷学、自然災害 |
| 群馬県尾瀬保護専門委員 | 須永 智 | 植物学 |
| (公財) 日本自然保護協会 参事 | 横山 隆一 | |
| 東京電力(株) 環境部尾瀬・交流GM | 田中 丈夫 | |
| 環境省関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課長 | 中島 尚子 | |
| 群馬県 環境森林部自然環境課長 | 須藤 雅紀 | |

事務局: (公財) 尾瀬保護財団

(平成27年2月6日現在)

4 「尾瀬国立公園・至仏山登山道迂回案の妥当性検討報告書」の構成

はじめに

第 I 章 調査と調査地の概要

調査の概要、検討区間の環境条件、登山道荒廃の状況・原因・対処方針

第Ⅱ章 植生調査・土壌断面調査

第Ⅲ章 地生態調査

第Ⅳ章 水理調査

第V章 迂回ルート案の妥当性に関する総合評価

各検討区間(至仏山東面上部・小至仏山南面・オヤマ沢田代)における迂回ルートの妥当 性評価、課題

第IV章 新しい登山道構造の提案

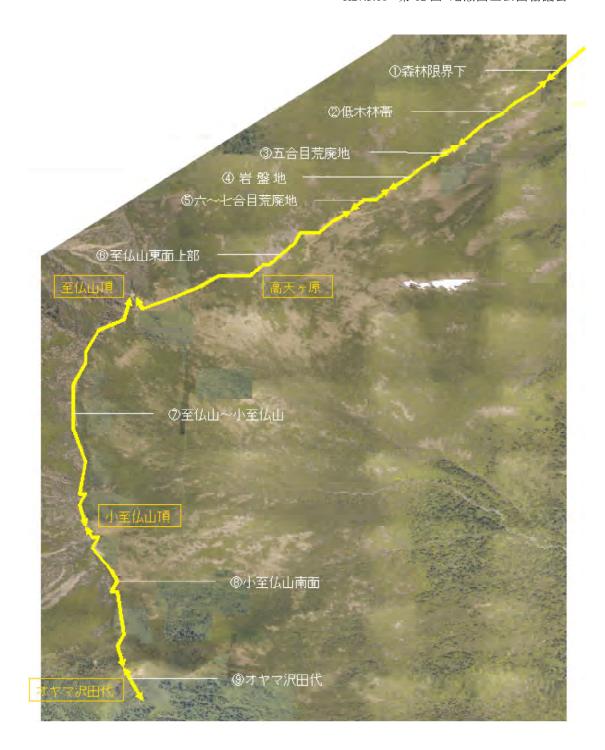
登山道の新しい設計思想、新しい設計思想に基づいた新工法

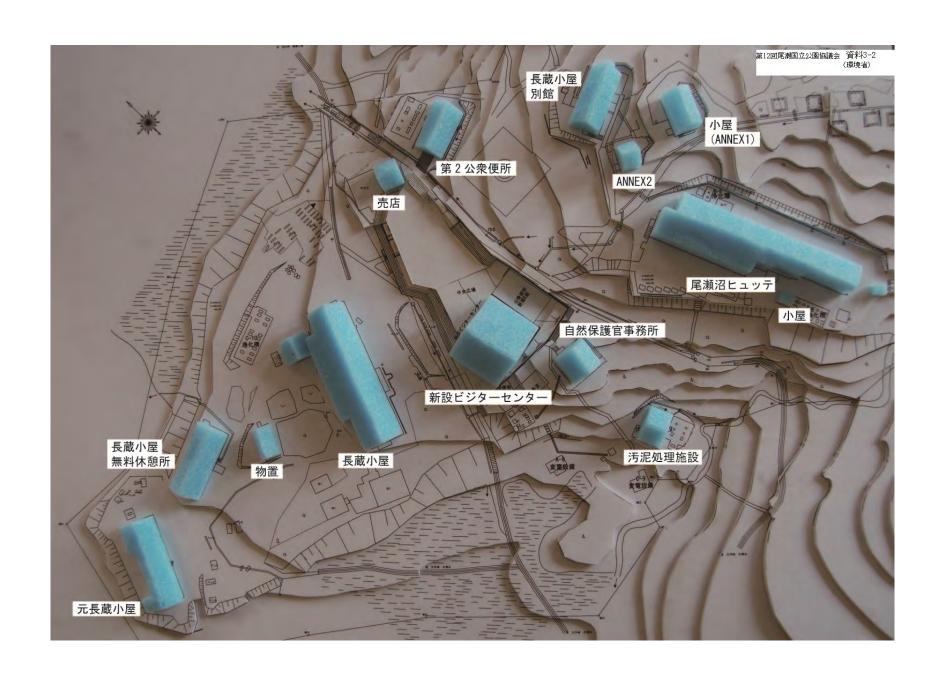
資料編

5 今後の課題と対応

本報告書に基づき登山道の付け替えを実施するには、次の事項について至仏山保全対策会議において議論をしながら具体的な対応について検討していく。

- ・登山道に適用する新工法についての実証試験の計画・実施
- ・迂回ルート設置後の現登山道施設の除去や植生修復の実施
- ・事業の実施主体の特定
- ・財源の確保
- ・法令上必要な手続きの整理 等





平成26年度活動事例紹介

1. 「尾瀬ネイチャーセンター」名称設定

前回「尾瀬国立公園協議会」での議論を踏まえ、片品村営施設「尾瀬ぷらり館」 にて当社が実施している入山者への自然情報発信、安全環境啓発活動に対し、平成 26年6月に、「尾瀬ネイチャーセンター」の名称を設定し、看板、横断幕を設置 した。これにより、入山者に対する視認性を高めた。



2. ホームページ、フェイスブックの充実

平成26年5月より、当社ホームページ内フェイスブックに、尾瀬の自然情報やトピックス(山開き、尾瀬サミット等)を掲載した。

同年11月には、当社ホームページ内に、震災以降初めて「尾瀬からの招待 状」のページを復活。特に福島、新潟からの入山情報を充実した。

フェイスブック掲載例





福島からの入山情報例



2 以上









尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用への誘導

- 自動車利用の検討などによる-

目指すべき尾瀬の利用のあり方

尾瀬ヶ原、尾瀬沼、各入下山口など、尾瀬のもつ様々な 魅力をゆっくり楽しむ

- ■・半数が鳩待峠を往復利用し、利用されるルートに偏りが見られる。
- ■・尾瀬内での宿泊率が約3割であるなど、滞在時間が短い。

目指すべき利用のあり方への誘導方策

- (1)自動車によるアクセスを変えることで、これまでと異なるルート設定を可能にする。
- (2)低利用入下山口周辺の滞在時間を延長し、利用を促進する。
- (3) 主要な入山口である鳩待峠の利用のあり方を検討する。
- (4)目指すべき利用への誘導に向けて情報発信していく。

自然環境の保護および主要入山口の国 立公園らしい雰囲気を重視し、それらを 損なわないよう配慮しつつ実施

具体的な方策

(1)自動車によるアクセスの検討

以下により、回游型の利用を促進す

①一ノ瀬までの車両の運行

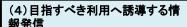
大清水・一ノ瀬間の時間短縮により、 入下山口としての大清水を利用しや すくする。

②戸倉を拠点とした交通体系の構築 現在、マイカー利用者が鳩待峠を利 用する際には戸倉が拠点となるため、 他の入下山口から戸倉までのアクセ スを容易にする。



低利用入下山口周辺の資源発掘

(3) 鳩待峠の利用のあり方の検討 鳩待峠への車両の進入の規制



多様な利用のあり方を情報発信

これまでの実施内容(平成23~26年度)

【環境省】H23・24年度に利用者を対象としたアン ケート調査を実施し、利用状況や回遊・宿泊型利用 に関する利用者の意識を把握した。

・交通アクセス変更により、鳩待峠ー大清水を回 遊・宿泊型で利用する人が、現在の大清水利用者 の2割弱にあたる5400人程度(H24年度入山者数と 比した場合)増加する可能性があり、多様な魅力を 楽しむ利用への誘導に資すると考えられる。

【群馬県】H23~25年度に、大清水・一ノ瀬間で低公 害車両を運行。あわせて旧道を通行可能とし、車 道開発の歴史について情報発信を実施。H26年度 はこれまでの成果を踏まえ試行運転を実施

【環境省】大清水地区の見どころを利用者に紹介す る案内マップを作成し配布した。

【群馬県】鳩待峠第一駐車場への車両乗り入れ制 限を行い、車の少ない静かな入山口を現出 静かな峠の雰囲気を肯定する意見が多かった。

【環境省】

- ・利用者が尾瀬に関する情報をどのように得ている かを調査。利用者の3割が市販のガイドブックを利 用しているなどが分かった。
- ・尾瀬沼VCでフェイスブックを開始し尾瀬沼周辺の 情報を発信。
- ・セルフガイドを改訂・配布。

中期目標

大清水~一ノ瀬 〇低公害車の運行

- ・民間事業者による運行
- ·県道の維持管理
- (民間事業者・群馬県)
- ・運行に関する評価・検証 (環境省•群馬県)
- 〇旧道の整備・利用
- (群馬県、民間事業者等)
- 〇沼田街道、大清水~岩清水 間の車道開発の歴史等を情報 発信(群馬県、民間事業者等)

鳩待峠

- 〇国立公園にふさわしい静か で落ち着いた環境の整備
- ・第1駐車場への車両乗り入 れを全面的に制限
- •第2駐車場を拡張整備し、メ イン駐車場として利用。 (群馬県、民間事業者等)
- ・第1駐車場の再整備につい て、小委員会において検討

情報発信

- ・回游型・宿泊型ルートをはじ めとする尾瀬の多様な魅力に 関する情報発信を行う。 (尾瀬関係者)
- ・小委員会において引き続き効 果的な情報発信について検討

長期目標

大清水~一ノ瀬

- 〇次世代型エコカーへの全面 移行
- 能力やコストパフォーマンスを 考慮したEV、CHV車両への移 行(事業者)
- 〇旧道の整備・利用
- (群馬県、民間事業者等)
- 〇沼田街道、大清水~岩清水 間の車道開発の歴史等を情報 発信(群馬県、民間事業者等)

鳩待峠

- 〇国立公園にふさわしい静か で落ち着いた環境の整備
- 第1駐車場の特別保護地区 エリアの緑化
- ビジターセンター機能の整備
- ・その他必要な整備

情報発信

・回遊型・宿泊型ルートをはじ めとする尾瀬の多様な魅力に 関する情報発信を行う。 (尾瀬関係者)

その他

・発展的な取組









尾瀬入山口交通環境整備事業

尾瀬では、鳩待峠口への利用集中の緩和や、国立公園の回遊型・滞在型利用を促進する ため、入山口の交通環境を見直すこととしており、群馬県では、尾瀬国立公園協議会等関 係者の合意のもと、平成23年度から鳩待峠及び大清水で、利用分散化のための事業に取 り組んでいる。

1 事業概要

(1) 鳩待峠口

鳩待峠入山口の一極集中の是正や国立公園らしい入山口を実現させるため、第1駐車 場への車両の乗り入れを制限する取り組みを実施

具体的には、ツアーバス等の乗り入れを第2駐車場とし、第1駐車場の車両を制限 し、静かな入山口を実現

(2)大清水口

鳩待峠から大清水への利用の分散を図るため、大清水~一ノ瀬間に低公害車両を運行 するとともに、併せて、旧道:会津(沼田)街道を開放

2 平成26年度実施内容

(1) 鳩待峠口

第1駐車場を閉鎖し、第2駐車場を拡張する工事を実施(26~27年度工事) 事業主体は、東京パワーテクノロジー(株)(群馬県補助事業)

(2) 大清水口

大清水~一ノ瀬間(約3 km)での低公害車両の試験運行

- ①期 間:平成26年7月12日(土)から9月19日(金)までの70日間の うち64日(途中、台風の影響や路面補修のため一時運休)
- ②運行形態:低公害車両2~3台で随時循環運行
- ③運 賃:無料
- ④歩行者優先で、速度を抑えて運行
- ⑤実施結果
 - ア)乗車人数計 13,838人(1日平均216人)
 - イ) 運行回数計 2,902回
- ⑥その他
 - ア)低公害車運行と併せて、旧道:会津(沼田)街道を開放
 - イ)会津(沼田)街道の歴史、大清水〜岩清水間の過去の歴史等を情報発信

3 平成27年度事業(案)

(1) 鳩待峠口

第2駐車場の拡張工事及びトイレ設置工事を実施

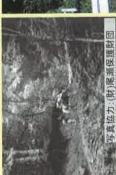
- (2) 大清水口
 - ① 地元民間事業者による営業運行開始(低公害車両)
 - ② 運行計画(予定)
 - ア) 実施主体 地元交通事業者
 - イ)運行区間 大清水〜一ノ瀬間
 - ウ)運行期間 平成27年6月中下旬~10月中旬
 - 工)運行時間 大清水発5時 ~ 一ノ瀬発16時30分
 - ③歩行者優先で、速度を抑えて運行(26年度試験運行と同様)
- (3) 旧道:会津(沼田)街道の整備・開放
 - ① 朽ちた木道の撤去等利用者のための安全確保、環境整備
 - ② 併せて旧道のPRを実施
- (4) 大清水の歴史の紹介

会津(沼田)街道の歴史、大清水〜岩清水間の過去の歴史等を情報発信

==少年度の取り組み内容====

- 実験運行しました。その結果をふまえ、今年度 ◎尾瀬らしい自動車利用のあり方を検討するため、 は70日間にわたり低公害車両 (ハイブリッド こおいて低公害車両(電動バス等)を数日間、 H23~25年度は大清水~—ノ瀬間(約3km) 車、8人乗り)の試験運行を実施します。
- ◎沼田街道の歴史、大清水~岩清水間の過去の道 ◎大清水~一ノ瀬間 旧道の通行を可とします。 路計画中止の経緯等を発信します。

(大清水小屋・物見小屋にて写真展示等)



馬方さんが活躍した昔の尾瀬

までとする予定のた 第2駐車場の拡 山口をめばし、将来 した第1駐車場を閉 鎖して、車両の乗り 第2駐車場 張整備を実施します 的には、入山口に面 入れば、

群馬県ホームページ

入山口整備 尾瀬



岩清水で止まった道路工事



東京パワーテクノロジー(株)】

評価については







一/瀬 休憩所



【平成26年度 **低公害車両 試験運行** 予定】

一/瀬 (約3km) 区間:大清水

・期間:7月12日(土)~9月19日(金)

•時間:大清水 4時20分発 ~ 一ノ瀬16時発

車両:低公害車両★(8人乗り) 2~3台

片道約20分程度 • 所要時間:

運賃:無料

頻度:随時(混雑具合等によりご乗車できない

場合もあります。「了承ください)

③歩行者優先で、速度を抑えて運行します。

運行予定が変更や中止となる場合があります。 ◎試験運行につき、天候や路面状況によっては、

ただけない場合も予想されます。行程に余裕を ③週末や祝日に乗車希望者が多く集まると、待ち 時間が長くかかったり、希望どおりにご乗車い もっておこしください。

乗務員の案内に従って、円滑な試験運行への に理解とご協力をお願いします

★運行予定車両

「平成27年度燃費基準+20%」 「平成17年基準排出ガス75% トヨタ エスティマ ハイプリッド 医減レベル」 達成車







旧道(大清水~一/瀬)

大清水登山口

平成26年度 尾瀬入山口交通環境整備事業 医公害車両

7月12日(土)~9月19日(





尾瀬では、特定の入山口への利用集中の 緩和や、国立公園の回遊型・滞在型利用を ており、大清水~一ノ瀬間での低公害車両 促進するため、入山口のあり方が検討され の導入が予定されています。

H23~25年の低公害車両の実験運行の 成果を生かすとともに、関係者間の協議を ふまえ、H26年度は70日間にわたり試験 運行を実施します。

ご理解とご協力をお願いいたしまず

お問い合わせ先

群馬県 環境森林部 自然環境課 尾瀬保全推進室 http://www.pref.gunma.jp 027-226-2881 kanshizen@pref.gunma.lg.jp

・大清水 以奥の道路をめぐる経緯

| 調 | 中中 | 出来事 |
|------|------|---|
| 1590 | 天正18 | 沼田城主・真田信幸(之)が街道としての整備を進める |
| 1934 | 昭和9 | 尾瀬が日光国立公園の一部として指定 (昭和13年特別地域、昭和28年特別保護地区に指定) |
| 1940 | 昭和5 | 国立公園の公園計画において会津(沼田)街道が県道沼田・田島線と して車道化を前提に位置づけられる |
| 1949 | 昭和24 | 公園計画で県道沼田・田島線が大清水・七人線として再確認される |
| 1963 | 昭和38 | 七人〜御池間の村道が完成 |
| 1967 | 昭和42 | 大清水・七入線の車道計画を、尾瀬沼畔から小淵沢田代を迂回する ルートに変更 |
| 1969 | 昭和44 | 大清水〜柳沢間の道路が完成 |
| 1970 | 昭和45 | 御池〜沼山峠間の道路が自衛隊の協力で開通 |
| | | 御沢〜―ノ瀬間の 道路が完成 |

| 2013 ~25 氣 | 2011 平成 23 尾 | 1997 平成9 — | 1975 昭和50 群 | 1973 昭和48 や | 1972 昭和47 群 | | 施 | 1 2450 | 1971 昭和46 環 | 4614 | | 225 | 1970 昭和45 御 | 1969 昭和44 大 | | 1967 昭和42 儿 | 昭和38 昭和42 | 昭和24 昭和38 昭和42 | 昭和5 昭和24 昭和38 昭和42 | 昭和9 昭和5 昭和24 昭和24 昭和39 昭和42 |
|------------|---|------------------------------|-------------------------|---|---------------|----------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|------------------------------|---------------|----------------------|---------------|---------|--|--|--|---|--|
| | 尾瀬国立公園協議会での議論を経て、尾瀬らしい自動車利用を考える 社会宝験の一畳と、て、大き米~一、瀬間で供ぶます(声動にて)を | 一ノ瀬〜岩清水間の車道を閉鎖し、植生回復のため植林を実施 | 群馬県知事が環境庁の方針に従う旨を県議会で答弁 | 環境庁自然環境審議会自然公園部小委員会が大清水以東のマイカー や路線バスの運行を認めない旨を答申 | 群馬県尾瀬憲章が制定される | 三平下〜沼山峠間の工事の中止を閣議で了承 | 環境庁自然公園審議会が尾瀬の車道計画の廃止を答申 | 尾瀬の自然を守る会が発足 全国に自然保護運動が広がる | 環境庁長官が尾瀬を視察し道路中止を三県知事に協力要請 | 環境庁発足 | −ノ源〜岩清水間の工事が開始され、岩清水が工事で無くなる | 御沢〜一ノ瀬間の道路が完成 | 御池〜沼山峠間の道路が自衛隊の協力で開通 | 大清水〜御沢間の道路が完成 | W FILXX | 大清水·七人線の車道計画を、尾瀬沼畔から小淵沢田代を迂回する 、上 - 恋声 | 七人〜御池間の村道が完成 大清水・七人線の車道計画を、尾瀬沼畔から小淵沢田代を迂回する II、LIで変更 | 公園計画で県道沼田・田島線が大清水・七入線として再確認される 七人〜御池間の村道が完成 大清水・七入線の車道計画を、尾瀬沼畔から小淵沢田代を迂回する | 国立公園の公園計画において会津(沼田)街道が県道沼田・田島線として車道化を前提に位置づけられる 公園計画で県道沼田・田島線が大清水・七入線として再確認される 上入〜御池間の村道が完成 に、レージ市 | 尾瀬が日光国立公園の一部として指定(昭和13年特別地域、昭和28年特別保護地区に指定) 国立公園の公園計画において会津(沼田)街道が県道沼田・田島線として車道化を前提に位置づけられる 公園計画で県道沼田・田島線が大清水・七人線として再確認される と入〜御池間の村道が完成 七入〜御池間の村道が完成 |

沿墙头

道路工事により昔の清水が湧き 出ていた岩壁そのものが失われま した。現在は近くのわずかな湧き 登山者を癒してくれる存在です。 水がこう呼ばれています。疲れた



道路閉鎖区間(一/瀬~岩清水)への植林

路として維持されていましたが、平成9年(1997年)9月に閉鎖され、本来の植生に戻すべく、ボランティア等の協力を得てブナ等の植林が行われました。 昭和46年(1971年)に道路工事は中止されまし :。その後も一ノ瀬〜岩清水間は緊急車両等のための道

千里三

W. C.

林道方面の道へ進む)

車止めゲート

では古銭も見つかっています。



大清水~一ノ瀬間の低公害車両運行に関する中央環境審議会小委員会での 審議結果及び今後の対応方針

<尾瀬国立公園大清水~一ノ瀬間における車道計画の経緯及び低公害車両運行の検討>

- 〇昭和 15 年当時、大清水~尾瀬沼~檜枝岐に至る沼田(会津)街道の車道化が公園計画に位置づけられる。
- ○その後、特別保護地区を迂回するルート変更を経て、大清水~一ノ瀬~岩清水で工事が進められたが、自然保護団体の反対を受け、昭和 46 年に当時の環境庁長官が事業中止を要請。 同年、工事未承認の三平口~沼山口の車道計画を削除。
- ○昭和 49 年、自然環境保全審議会自然公園部会小委員会における一ノ瀬駐車場の計画・事業 決定に際し、大清水以奥については、「緊急用又は管理用車両等の必要最小限度の車が使用 するものとするよう指導されたい」との意見を付して答申。
- ○平成 19 年の尾瀬国立公園独立の際の公園計画変更に伴い、大清水〜ーノ瀬〜三平口間の車道計画を削除、現在、大清水〜ーノ瀬区間については、群馬県が大清水尾瀬沼線道路(歩道)の一部として執行。
- ○平成 21 年度より、主要な入山口の利用分散による尾瀬の快適利用の促進を目的として、尾瀬国立公園協議会のもとに小委員会を設置し、具体的な対応方策の検討を開始。
- ○小委員会のもと、取組の一環として、<u>群馬県主体で平成 23~25 年度までは社会実験として、</u> <u>平成 26 年度については試行として、大清水~一ノ瀬間における低公害車の運行</u>が行われて きたところ。

<中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会(第29回)における報告・審議結果(概要) 平成26年12月24日>

- ○<u>大清水以奥の車道計画中止の経緯は、尾瀬の保全にとって重要な意味</u>を持ち、また、自然保護の歴史上も大きな影響を与えた問題であることを重く受け止めるべき。
- ○今回の低公害車運行は、大清水口の魅力向上を図り、<u>鳩待峠への利用の集中が課題である尾瀬の利用分散に資するため、社会実験を踏まえて限定的に実施</u>されるものと理解。また、車両運行を目的とした路面舗装など車道としての整備は行わない前提。
- ○一方、車両運行による影響や利用分散の効果については検証が十分でなく、群馬県の社会実験としては終了したものの、次年度の運行についても、実際にはある意味実験段階であると理解。
- ○今後の車両運行がなしくずしに拡大されることのないよう、民間事業者による運行を開始する前に、施設の形態を含め運行等のルールをしっかりと定めておくことが重要。
- ○<u>運行の影響や効果について適切にモニタリング・検証を実施し、今後、小委員会に報告</u>すること。

<今後の対応方針>

⇒ 中央環境審議会小委員会の結果を踏まえ、大清水~一ノ瀬間の車両運行に ともなう、利用状況の把握、環境影響、利用分散の効果などについて、群 馬県、環境省などが協力して<u>モニタリング調査を実施</u>し、<u>尾瀬国立公園協</u> 議会及び適正利用小委員会において必要な検討・見直しを行う。

<モニタリング項目(案)>

- ① 利用状況の把握 →群馬県・事業者
- ア 運行回数、乗車人数、乗車率等のデータ →事業者・群馬県
- イ 利用実態の把握・現地確認調査(執行歩道・旧道含む) →群馬県
- ② 環境への影響の把握 →群馬県・環境省

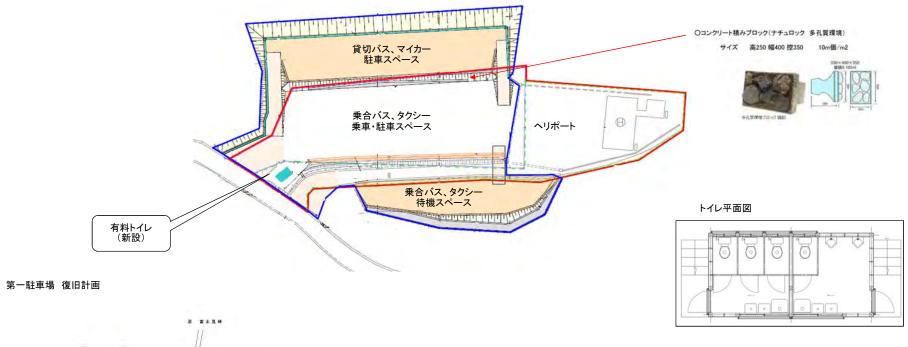
騒音の有無、植生の定点モニタリングなど

- ③ 尾瀬の利用分散への効果検証 →環境省 (群馬県等関係機関が協力)
- ア 利用者へのアンケート調査
- イ 入山者数、宿泊者数等のデータをもとに、アとあわせ分散効果の検証



- ○モニタリング結果を引き続き小委員会において検討し、<u>尾瀬国</u> 立公園協議会に報告。
- ○概ね3年後を目途に、中央環境審議会(自然公園小委員会)に おいて報告。

鳩待駐車場整備計画





工程表(平成28年4月 供用)

| 項目 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| 県道側溝改修 | | | | | | | | | |
| 伐採、片付け | | | | | | | | | |
| 切土、盛土 | | | | | | | | | |
| 舗装(砕石、アスファルト) | | | | | | | | | |
| トイレ | | | | | | | | | |
| マイカー規制 | | | | | | | | | |

資料 8

尾瀬における外国人旅行者受入状況調査 結果概要

2015.3.10

(公財) 尾瀬保護財団

I 調査概要

1 目的

2020 年に訪日外国人旅行者数を 2000 万人以上とする目標を政府は掲げており、尾瀬でも今後外国人旅行者が増えることが予想される。こうしたことを背景に尾瀬サミット 2014 においても現状把握の必要性が議論されたところである。

そこで、尾瀬における外国人旅行者の受入状況や関係者の考え方について現状を把握し、受入体制を整えるために必要な課題を探ることを目的として尾瀬における外国人旅行者受入状況調査を実施した。

2 調査対象

(1)調査地域

当調査は尾瀬サミット 2014 での議論を契機に実施するものであるため、サミット参加の4市町村を対象地域とした。

(2)調査対象者

関係自治体、土地所有者、土地管理者、観光協会、尾瀬山小屋組合、各山小屋、尾瀬ガイド協会加盟ガイド団体、観光協会加盟の旅館・民宿、交通事業者

- (3) 調査対象数 417件(公的団体 12件、公的団体以外 405件)
 - 有効対象数 401件 (宛名不明等で戻ってきたものを除いた数)
- (4) 有効回収数 78件(公的団体 9件、公的団体以外 69件)

有効回収率 19.5%

3 調査内容

①受入の現状 ②受入に対する考え方 ③現在及び今後の受入の取り組み ※公的団体(自治体、観光協会)及び公的団体以外では、回答すべき設問が異なる。

4 調査方法

調査票を調査対象者あて郵送し、ファクスにより回収した。

5 調査期間

2015年1月28日~2月20日

Ⅱ 結果概要

- 1 尾瀬にはどのくらい外国人旅行者がいるのか
- ・お客の中に「よくいる」「たまにいる」が53%、「いない」が41%である。
- ・すべてのお客に占める割合にすると、「5%未満」との回答が95%である。

(設問1、2)

2 前年との比較はどうか

・「変わらない」が62%、「増えた」は9%、「減った」は8%である。 (設問4)

3 利用した外国人旅行者のうち、人数の多い上位3つの国・地域

- 1位 中国 14件、韓国・台湾 6件、アメリカ 4件
- 2位 韓国 8件、台湾 7件、中国・アメリカ・イギリス 3件
- 3位 アメリカ 6件、中国 4件、韓国 2件
- ※ 国別の人数は、今回の調査では不明。

4 受け入れについての考え

- (1) 公的団体以外
- ・「積極的に受け入れたい」「受け入れたい」を合わせて 45 %である。 (設問 7)
- ・「特に考えていない」は41%である・
- (2) 公的団体

「積極的に受け入れたい」「受け入れたい」を合わせて89%である。 (設問10)

5 受入のために実施していること

- (1) 公的団体以外
- ・「多言語対応のパンフレット・ホームページ」 7件
- ・「案内表記の多言語化」「ネット環境(wi-fi等)の整備」 各3件
- ・「実施していない」 50件 (設問 6)

(2) 公的団体

- 「多言語対応のパンフレット・ホームページ」4件
- ・「ネット環境 (wi-fi 等) の整備」「外国人旅行者誘致」 各2件
- ・「実施していない」5件(設問9)

6 今後の事業予定 (公的団体のみ)

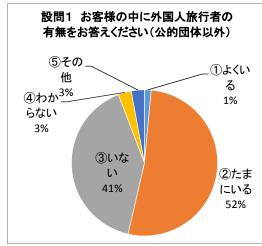
- ・多言語対応のパンフレット・ホームページ 2件
- ・外国人旅行者誘致 2件 (設問 11)

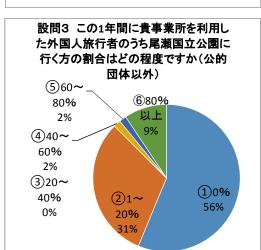
7 今後必要なことや課題

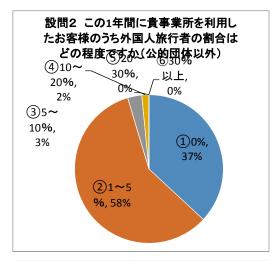
- ・「ルールやマナーについての周知」 39件
- ・「外国語能力の習得」 30件
- ・「多言語による案内係の設置」 27件
- ・「外国人対応用のツール開発」 21件
- 「ネット環境(wi-fi等)の整備」20件
- ・「食事内容や味付けへの配慮」15 件(設問 13)

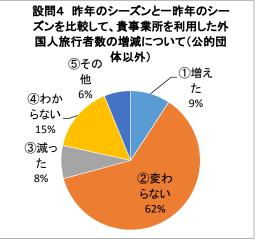
8 行政機関や財団に期待すること

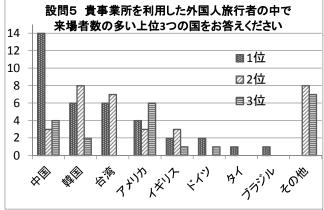
別表を参照。 (設問 8)

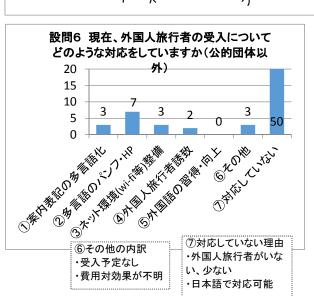


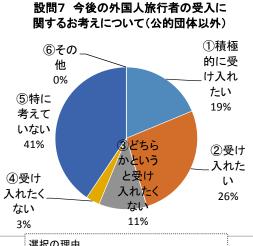


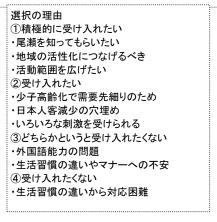


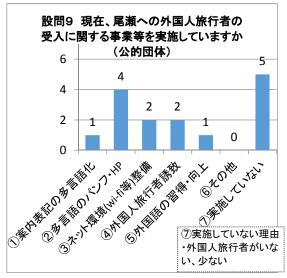


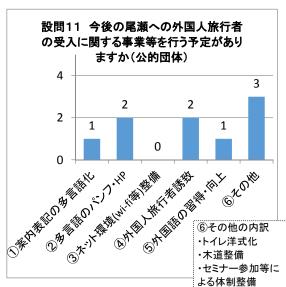


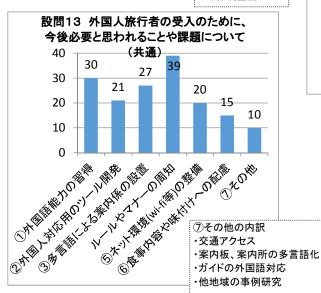


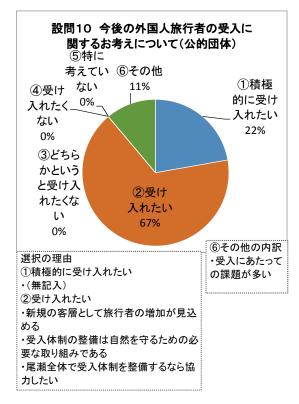


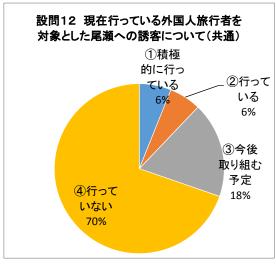












尾瀬における外国人旅行者受入状況調査 調査票

(公財) 尾瀬保護財団

| 企業・事業所・団体名: | |
|--|-----------------|
| 所在地: | |
| ご回答者:お名前 | |
| T E L | |
| F A X | |
| メール | |
| | |
| ※ 公的団体(注)以外の方は設問 $1\sim8$ 、 12 および 13 にご回答くだ | ごさい。 <u>公的団</u> |
| 体の方は設問 $9 \sim 13$ にご回答ください。 | |
| (注:この調査において公的団体とは、自治体、観光協会を指します) | |
| | |
| 1. お客様の中に外国人旅行者の有無をお答えください。 | |
| ①よくいる ②たまにいる ③いない ④ | ④わからない |
| ⑤その他 () | |
| | |
| 2. この1年間に貴事業所を利用したお客様のうち外国人旅行者の割合 | はどの程度で |
| すか。あてはまるものに〇をつけてください(1つ選択)。だいたい | の感覚で構い |
| ません。 | |
| ①0% ②1 \sim 5%未満 ③5 \sim 10%未満 ④10 \sim 20%未 | 満 |
| ⑤20~30%未満 ⑥30%以上 | |
| | |
| 3. この1年間の貴事業所を利用した外国人旅行者のうち尾瀬国立公園 | に行く方の割 |
| 合はどの程度ですか。あてはまるものに〇をつけてください(1つ) | 選択)。だいた |
| いの感覚で構いません。 | |
| ①0% ②1~20%未満 ③20~40%未満 ④40 | 0~60%未満 |
| ⑤60~80%未満 ⑥80%以上 | |
| | |
| 4. 昨年(2014年)のシーズンと一昨年(2013年)のシーズンとを比較して | て、貴事業所を |
| 利用した外国人旅行者数の増減について、あてはまるものに〇をつい | けてください。 |
| (1つ選択) | |
| ①増えた ②変わらない ③減った ④わからた | ない |
| ⑤その他 (|) |

| 5. 貴事業所を利用した外国人旅行者の中で、来場者数の多い上位3つの国をお答え |
|---|
| ください。 |
| 1 |
| 2 |
| 3 |
| 4 その他(上位3つ以外の国をお答えください。) |
| (|
| |
| 6. 現在、外国人旅行者の受入についてどのような対応をしているか、あてはまるも |
| のに〇をつけてください。特に対応していない場合はその理由をお書きください。 |
| (複数選択可) |
| ①案内表記の多言語化 |
| ②多言語対応のパンフレット・ホームページ |
| ③ネット環境(wi-fi 等)の整備 |
| ④外国人旅行者誘致 |
| ⑤従業員の外国語能力の習得・向上 |
| ⑥その他(|
| ク特に対応していない |
| < 型由 > |
| |
| |
| |
| |
| 7. 今後の外国人旅行者の受入に関するお考えについて、あてはまるものに〇をつけ |
| てください。(1つ選択) また選択した理由を具体的にお書きください。 |
| ①積極的に受け入れたい |
| ②受け入れたい |
| ③どちらかというと受け入れたくない |
| ④受け入れたくない |
| ⑤特に考えていない |
| ⑥その他() |
| <理由> |
| |
| |
| |
| 8. 今後、尾瀬への外国人旅行者の受入に関して、国、県、市町村、尾瀬保護財団等(対 |

)

| 象団体) | に期待す | ることが | ^ヾ あればご記入 | ください | ١, |
|------|------|------|---------------------|------|----|
| | | | | | |

| 対象団体 | 期待すること |
|------|--------|
| | |
| | |
| | |

公的団体以外の方は、12に進んでください。

- 9. 現在、尾瀬への外国人旅行者の受入に関する事業等を実施しているか、あてはまる ものに〇をつけてください。 特に実施していない場合はその理由をお書きくださ い。
 - ①案内表記の多言語化
 - ②多言語対応のパンフレット・ホームページ
 - ③ネット環境(wi-fi等)の整備
 - ④外国人旅行者誘致
 - ⑤職員の外国語能力の習得・向上
 - ⑥その他(
 - ⑦特に実施していない
 - <理由>

| J | |
|---|--|
| | 10. 今後の尾瀬への外国人旅行者の受入に関するお考えについて、あてはまるものに |
| , | 〇をつけてください。(1つ選択)また選択した理由を具体的にお書きください |

- ①積極的に受け入れたい
 - ②受け入れたい
 - ③どちらかというと受け入れたくない
 - ④受け入れたくない
 - ⑤特に考えていない
 - ⑥その他()

<理由>

1 1. 今後の尾瀬への外国人旅行者の受入に関する事業等を行う予定があるかをお答え

| ください。(複数選択可)特に対応しない場合はその理由をお書き | ください。 |
|----------------------------------|-----------------|
| ①案内表記の多言語化 | |
| ②多言語対応のパンフレット・ホームページ | |
| ③ネット環境(wi-fi 等)の整備 | |
| ④外国人旅行者誘致 | |
| ⑤従業員の外国語能力の習得・向上 | |
| ⑥その他(|) |
| ⑦特に対応しない | |
| <理由> | |
| | |
| | J |
| 12.現在行っている外国人旅行者を対象とした尾瀬への誘客について | こお答えください。 |
| (1つ選択) また選択した理由を具体的にお書きください。 | |
| ①積極的に行っている | |
| ②行っている | |
| ③今後取り組む予定である | |
| ④行っていない | |
| <理由> | |
| | |
| | |
| | ر ر |
| 13.外国人旅行者の受け入れのために、今後必要と思われることや誤 | 課題についてお答 |
| えください。 (複数選択可) | |
| ①従業員の外国語能力の習得 | |
| ②外国人対応用のツール開発 | |
| ③多言語による案内係の設置 | |
| ④ルールやマナーについての周知 | |
| ⑤ネット環境(wi-fi 等の整備) | |
| ⑥食事の内容や味付けへの配慮 | |
| ⑦その他 | |
| | |
| | |
| | J |
| | |

ご協力ありがとうございました

設問8 国、県、市町村、尾瀬保護財団に期待すること

| | 、中町村、尾瀬保護財団に期待すること |
|----------|---|
| 対象団体 国 | 期待する内容 ・国立公園のインバウンド対策(公園内多言語化、SNSを活用したPR、各国観光協会への働きか |
| <u> </u> | ・国立公園のインバランド対象(公園内多言語化、SNSを活用したPR、各国観光協会への働きが け、各国観光イベントでのPR等)。 |
| | ・インバウンド旅行会社との商談会を設置して欲しい。 |
| | ・看板の整備。通訳(インフォメーションコーナー)の設置 |
| | ・パンフレット(案内)の充実。言語案内の充実。従業員への教育。 |
| | ・尾瀬の自然の良さを外国人に知ってもらい来てもらうことが今後の尾瀬に多大な面でプラスになる |
| | と思う。 |
| | ・ 多言語によるPR—ポスター、チラシ、テレビetc。 |
| | ・マナー・ルールの周知。 |
| | ・尾瀬の自然を破壊しないようマナー教育を徹底してほしいです。 |
| 県 | ・国立公園のインバウンド対策(公園内多言語化、SNSを活用したPR、各国観光協会への働きか |
| | け、各国観光イベントでのPR等)。 |
| | ・インバウンド旅行会社との商談会を設置して欲しい。 |
| | ・看板の整備。通訳(インフォメーションコーナー)の設置 |
| | ・パンフレット(案内)の充実。言語案内の充実。従業員への教育。 |
| | ・多言語によるPR—ポスター、チラシ、テレビetc。 |
| | ・マナー・ルールの周知。 |
| | ・ 的をはずさない、しっかりとした情報収集をして頂き、活かされたお金と時間の使い方をしてほし い。 |
| (群馬県) | ・尾瀬での携帯電話の通話。 |
| | ・ 道路標識等は少なくても英語も表記をするべき。外国語記述による、汎用的な宿泊利用規則(宿 |
| | 泊約款)等の作成。 |
| /長点旧》 | ・多言語対応の尾瀬内の案内係がいると良い。 |
| | ・新潟県側への送客をアピールしていただきたい。 |
| 市町村 | - 案内表記(多言語化) |
| | ・多言語対応の尾瀬内の案内係がいると良い。 |
| | ・看板の整備。通訳(インフォメーションコーナー)の設置 |
| | ・パンフレット(案内)の充実。言語案内の充実。従業員への教育。 |
| | ・ 多言語によるPR—ポスター、チラシ、テレビetc。 |
| | ・マナー・ルールの周知。 |
| | ・ 的をはずさない、しっかりとした情報収集をして頂き、活かされたお金と時間の使い方をしてほしい。 |
| 尾瀬保護財団 | ・尾瀬における関係各所取りまとめ箇所として、案内標記や広報戦略等の方針を取り決めて欲し |
| | い。更に具体的な取り組み(例:山ノ鼻VCに外国語が堪能な案内人を配置するなど)を併せて進 |
| | めて欲しい。 ・尾瀬に来られる外国人旅行客の為に、ビジターセンター等にいてくれると良いかもしれません。 |
| | ・ 主要数ヶ国語の簡単なパンフレット(島根県の松江にはありました)。主要数ヶ国語のインターネット |
| | - エ安奴が国語の簡単なハンプレット(島依宗の仏江にはめりよした)。王安奴が国語のインダーネット - による案内。 |
| | ・尾瀬の外国語のプロモーションビデオを作成すべき。外国人を積極的に受け入れる宿の募集。 |
| | ・看板の整備。通訳(インフォメーションコーナー)の設置 |
| | ・パンフレット(案内)の充実。言語案内の充実。従業員への教育。 |
| | ・マナー・ルールの周知。 |
| その他 | ・ルール、マナーの周知。 |
| | ・国立公園内の携帯使用。 |
| | ・登山ルートの案内板の充実(頂上までの何kmの数字など)。一番困るのは登山で道に迷う事なの |
| | で。 |
| | ・意見交換会などの場を設けた方が良いのでは。 |
| | ・パブリックスペース、道標などの外国語標記。ピクト標札。 |
| | ・外国の方が来ても不自由のないよう、外国語での案内看板や案内標示などをお願いしたい。 |
| | ・英文にての尾瀬の説明書がほしい。 |
| | ・案内板等3ヶ国語にして、又地元の方にも外国語の研修等々実施。 |
| | 日本式のマナーを良く知ってもらう。尾瀬に入山するマナーを特に。トイレの使用した紙を流さない 国があるが、日本では流して良い事を教える。汚物入れがいっぱいになる等。 |
| | ・外国人専用ガイドの育成。都心部からのアクセス含。 |
| | ・多言語対応のホームページ。マナー、地図等の充実。 |
| | ・ 自動翻訳機の安く、性能が良いのがほしい。 |

尾瀬ビジョン

(抜粋)

~21世紀の新しい国立公園にふさわしい 保護・利用・管理運営のあり方とその具体化に向けて~

基本理念と基本方針

「尾瀬」の現況及び課題を受け、今後の尾瀬のあり方を示す「尾瀬ビジョン」の基本理 念及び基本方針を以下のとおり掲げる。

(3-1)基本理念

みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ

わが国を代表する景観と学術的にも貴重な生態系を有し、「自然保護の原点」 である尾瀬を、地域をはじめ尾瀬を愛する人みんなで保護しながら、豊かな自然 体 験を享受できるようにする。

(3-2)基本方針

| 〇科学 | 的知見に基づいて保護と利用を考え、保護を越えない利用を原則とする |
|------|------------------------------------|
| | 現状を越える利用のための施設整備は、 |
| | 特別保護地区内では原則として行わない |
| 〇尾瀬 | とその周辺地域を地域の人々とともに保護し、賢明な利用を図る |
| | 豊かな自然体験を提供するエコツーリズムを推進するなど、 |
| | 地域社会との協働により、地域の持続的振興を促進する |
| 〇尾瀬· | 保護の精神を広く国民に普及し、環境保全に対する意識を啓発する |
| | ガイド利用による充実した自然体験等を通じた環境教育を推進す |
| | る |
| 〇国民 | の宝である尾瀬をみんなでサポートする仕組みをつくり、管理体制を整備す |
| る | |
| | 尾瀬から積極的に情報を発信し、広く企業・団体や |
| | 国民に尾瀬に対するサポートを呼びかける |

基本方針に沿った諸対策(項目一覧表)

【「尾瀬」地域の見直しについて】 国立公園として保全すべき「尾瀬」の範囲を見直す。

| 課 | 題 | 必要となる具体的取り組み | | | | | | |
|---------|----------|----------------------|------------------------|--|--|--|--|--|
| | 起 | 短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項 | 中長期的(概ね10年以内)に取り組むべき事項 | | | | | |
| 国立公園区域0 | の見直し(拡張) | ■公園計画再検討 | ■公園計画見直し点検 | | | | | |
| | | | | | | | | |

【保護について】 原生的な生態系及び風景を適切に保護する。

| 課題 | 必要となる具体的取り組み | |
|--------------|----------------------|------------------------|
| 一 | 短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項 | 中長期的(概ね10年以内)に取り組むべき事項 |
| 生態系の状況の的確な把握 | ■調査研究促進のための支援実施 | ■第4次学術調査の実施 |
| | ■効果的なモニタリング調査等の実施 | ■モニタリング体制の確立 |
| | | ■学術情報の公園管理への反映 |
| 野生動物対策 | ■シカによる植生攪乱の実態把握と将来予測 | ■シカ管理体制の確立 |
| | ■クマ対策マニュアルの作成・普及啓発 | ■クマの生態把握 |
| 環境保全 | ■過去のごみ対策 | |
| | ■植生荒廃地の復元対策 | |
| | ■至仏山保全対策の実施 | |
| | ■外来植物対策 | |
| | ■保護の強化 | |

【利用について】 利用が生態系に与える負荷を軽減するとともに、環境を損なわずに自然との充実したふれあいが体験できる利用方法(エコッーリズムなど)を推進する。

| 課題 | 必要となる具体的取り組み | |
|----------|----------------------|--|
| 成 | 短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項 | 中長期的(概ね 10 年以内)に取り組むべき事項 |
| | ■情報提供のあり方の検討 | ■利用促進目標の設定 ■中心部の過剰利用解消 ■山小屋のあり方の検討 |

| 課題 | 必要となる具体的取り組み | |
|---------------------|---|--------------------------|
| 一 | 短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項 | 中長期的(概ね10年以内)に取り組むべき事項 |
| 施設整備 | | ■環境に調和した施設整備のあり方の検討 |
| | ■サイン計画 ■入山口の整備 | ■環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討 |
| 環境教育とエコツーリズムの 推進 | ■未来を担う子ども達の受入れ ■ガイドの資格認定(登録)制度の創設 ■ガイド利用の促進 | ■尾瀬で学ぶ機会の創出 ■地域の持続的振興 |

【管理運営体制について】 地域と積極的に連携するとともに、国民一般から広く支持と支援(サポート)を受けることができる公園管理体制 を確立する。

| 課題 | 必要となる具体的取り組み | |
|---------------|------------------------------|--------------------------|
| 一 | 短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項 | 中長期的(概ね 10 年以内)に取り組むべき事項 |
| 関係者間の役割分担 | ■役割分担の合意形成 | ■施設の効率的な整備・管理方法の検討 |
| | ■地域との協働体制の構築 | |
| 関係者間の総合調整 | ■情報共有と意見交換の推進 | |
| 安全対策 | ■傷病・遭難対策の体制整備 ■危険箇所の補修・点検 | ■医療体制の検討 |
| 企業・団体や国民一般からの | ■サポートを受ける仕組みづくり | |
| サポート体制 | ■サポート側と地域との交流の場の設定 | |
| 尾瀬保護財団の充実 | ■人材育成 | |
| | ■財団「友の会」等の充実強化 | |

尾瀬国立公園協議会設置要綱

(目的)

第1条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、尾瀬国立公園協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の構成等)

- 第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関東地方環境事務所長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 協議会に議長を置く。
- 3 議長は、互選で選出するものとする。

(議長の職務)

- 第3条 議長は協議会の会務を掌理する。
- 2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代行する。

(招集)

第4条 協議会の招集は、関東地方環境事務所長が行う。

(議事の公開)

第5条 協議会の議事は公開とする。ただし、構成員の総意により非公開とすることができる。

(代理出席)

第6条 関係機関のうち行政機関及び山小屋組合は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第7条 議長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を協議会に 参加させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務をおこなうため関東地方環境事務所に協議会事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。 この要綱は、平成25年8月 6日から施行する。

尾瀬国立公園協議会 構成員

関係機関

委員

| 行政 | 行政機関 | | | |
|----|-------------------|--|--|--|
| 1 | 環境省関東地方環境事務所長 | | | |
| 2 | 林野庁関東森林管理局計画保全部長 | | | |
| 3 | 福島県生活環境部長 | | | |
| 4 | 栃木県環境森林部長 | | | |
| 5 | 群馬県環境森林部長 | | | |
| 6 | 新潟県県民生活・環境部長 | | | |
| 7 | 檜枝岐村長 | | | |
| 8 | 南会津町長 | | | |
| 9 | 日光市長 | | | |
| 10 | 片品村長 | | | |
| 11 | 魚沼市長 | | | |
| 財団 | Ŧ. | | | |
| 12 | 尾瀬保護財団 | | | |
| 土均 | 也所有者・管理者 | | | |
| 13 | 三井物産(株)環境・社会貢献部社 | | | |
| | 有林・環境基金室 | | | |
| 14 | 東京電力株式会社環境部 | | | |
| 15 | 東京パワーテクノロジー株式会社 | | | |
| 観う | 光協会 | | | |
| 16 | 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 | | | |
| 17 | 南会津町観光協会舘岩支部 | | | |
| 18 | 湯西川・川俣・奥鬼怒温泉観光協会 | | | |
| 19 | 片品村観光協会 | | | |
| 20 | 魚沼市観光協会 | | | |
| 山八 | N屋組合 | | | |
| 21 | 尾瀬山小屋組合 組合長 | | | |
| 22 | 尾瀬山小屋組合 副組合長 | | | |
| 地ラ | 元自然保護・環境教育・ガイドの団体 | | | |
| 23 | 尾瀬保護指導員福島県連絡協議会 | | | |
| 24 | 日本野鳥の会栃木県支部 | | | |
| 25 | 片品山岳ガイド協会 | | | |
| 26 | 新潟県自然観察指導員の会 | | | |
| その | D.他団体 | | | |
| 27 | 日本自然保護協会 | | | |
| 28 | 自然公園財団 | | | |
| | | | | |

| 有識者 | | |
|-----|----|-----------------|
| 29 | 斎藤 | 晋(群馬県立女子大学名誉教授) |
| 30 | 長橋 | 良隆(福島大学教授) |
| 31 | 加藤 | 峰夫(横浜国立大学大学院教授) |